令和８年（2026年）６月23日（火曜日）

第　４　号

令和８年第２回北海道議会定例会会議録

第　４　号

令和８年（2026年）６月23日（火曜日）

議事日程　第４号

６月23日午前10時開議

日程第１、議案第１号ないし第15号及び報告第１号

（質疑並びに一般質問）

○本日の会議に付した案件

１．日程第１

出　席　議　員（97人）

議　　長	100番	伊　藤　条　一　君	
副 議 長	82番	梶　谷　大　志　君	
	１番	山　崎　真由美　君	
	２番	岡　田　　遼　君	
	３番	小　林　千代美　君	
	４番	清　水　敬　弘　君	
	５番	板　谷　よしひさ　君	
	６番	伊　東　尚　悟　君	
	７番	今　津　寛　史　君	
	８番	木　下　雅　之　君	
	９番	黒　田　栄　継　君	
	10番	小　林　雄　志　君	
	11番	髙　田　真　次　君	
	12番	武　市　尚　子　君	
	13番	千　葉　真　裕　君	
	15番	鶴　羽　芳代子　君	
	16番	戸　田　安　彦　君	
	17番	早　坂　貴　敏　君	
	18番	藤　井　辰　吉　君	
	19番	前　田　一　男　君	
	20番	水　間　健　太　君	
	21番	鈴　木　仁　志　君	
	22番	田　中　勝　一　君	
	23番	石　川　さわ子　君	
	24番	海　野　真　樹　君	
	25番	丸　山　はるみ　君	
	26番	中　村　　守　君	
	27番	寺　島　信　寿　君	
	28番	水　口　典　一　君	
	29番	川　澄　宗之介　君	
	30番	木　葉　　淳　君	
	31番	小　泉　真　志　君	
	32番	鈴　木　一　磨　君	
	33番	武　田　浩　光　君	
	34番	渕　上　綾　子　君	
	35番	宮　崎　アカネ　君	
	36番	山　根　まさひろ　君	
	37番	和　田　敬　太　君	
	38番	植　村　真　美　君	
	39番	佐々木　大　介　君	
	40番	滝　口　直　人　君	
	41番	林　　祐　作　君	
	42番	檜　垣　尚　子　君	
	43番	宮　下　准　一　君	
	44番	村　田　光　成　君	
	45番	渡　邊　靖　司　君	
	46番	浅　野　貴　博　君	
	47番	安　住　太　伸　君	
	48番	内　田　尊　之　君	
	49番	大　越　農　子　君	

50番	太田憲之君	87番	花崎勝君
51番	桐木茂雄君	88番	三好雅君
52番	久保秋雄太君	89番	村木中君
53番	佐藤禎洋君	90番	吉田祐樹君
54番	清水拓也君	91番	田中芳憲君
55番	千葉英也君	92番	冨原亮君
56番	道見泰憲君	93番	松浦宗信君
57番	船橋賢二君	94番	中司哲雄君
58番	丸岩浩二君	95番	藤沢澄雄君
59番	中野秀敏君	96番	村田憲俊君
60番	池端英昭君	97番	吉田正人君
61番	菅原和忠君	98番	喜多龍一君
62番	中川浩利君	99番	髙橋文明君
63番	畠山みのり君	欠員（３人）	
64番	沖田清志君	14番	
65番	笹田浩君	71番	
66番	白川祥二君	83番	
67番	新沼透君		
68番	阿知良寛美君		
69番	田中英樹君		
70番	中野渡志穂君		
72番	真下紀子君		
73番	荒当聖吾君		
74番	森成之君		
75番	赤根広介君		
76番	佐藤伸弥君		
77番	池本柳次君		
78番	滝口信喜君		
79番	松山丈史君		
80番	市橋修治君		
81番	稲村久男君		
84番	広田まゆみ君		
85番	高橋亨君		
86番	平出陽子君		

出席説明員

知事	鈴木直道君
副知事	濱坂真一君
同	三橋剛君
同	加納孝之君
病院事業管理者	井上聡巳君
総務部長 兼北方領土対策本部長	坂本隆哉君
総務部危機管理監	髙山圭一君
総合政策部長 兼地域振興監	中村昌彦君
総合政策部 グローバル戦略推進監	大矢邦博君
総合政策部 交通企画監	斎藤由彦君
環境生活部長	天野紀幸君

保健福祉部長	竹澤孝夫君
保健福祉部子ども応援社会推進監	鈴木義和君
経済部長	水口伸生君
経済部観光振興監	後藤知佳子君
農政部長	鈴木賢一君
農政部食の安全・みどりの農業推進監	野口正浩君
水産林務部長	野村博明君
水産林務部森と海の未来づくり推進監	近藤将基君
建設部長	関　俊一君
道立病院部長	東　幸彦君
財政局長	藤原啓裕君
財政課長	髙畠研人君
教育委員会教育長	中島俊明君
教育部長兼教育職員監	猪口浩司君
学校教育監	伊賀治康君
総務課長	手塚和貴君
警察本部長	友井昌宏君
総務部長	久馬昌司君
交通部長	岩崎靖一君
総務部参事官兼総務課長	下里敬輔君

議会事務局職員出席者

事務局長	山田哲史君
議事課長	髙橋　究君
議事課長補佐	阿部厚次君
議事係長	古賀勝明君
議事課主任	成田将幸君
同	伊藤　僚君

午前10時１分開議

○議長伊藤条一君　これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔髙橋議事課長朗読〕

１．本日の会議録署名議員は、

稲村久男　議員
広田まゆみ　議員
高橋　亨　議員

であります。

１．日程第１、議案第１号ないし第15号及び報告第１号
（質疑並びに一般質問）

○議長伊藤条一君　日程第１、議案第１号ないし第15号及び報告第１号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

木下雅之君。

○８番木下雅之君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、防災対策についてであります。

一昨年の７月、特別委員会の道外調査で宿泊先のホテルにいた私の携帯電話が避難情報を受信いたしました。当時、その地域は記録的な大雨で、土砂災害への厳重な警戒が呼びかけられておりました。避難情報には対象地域の地名が記載されておりましたが、土地カンのない私には、その場所がどこで、自分が危険な状況にいるのかどうかを判断することができませんでした。その後、宿泊先近くの斜面で大規模な土砂崩れが発生し、貴い命が失われる被害が発生したことを知りました。

地元の住民であれば、地名から危険性を判断できますが、観光客や出張者などにとっては迅速な対応が容易ではありません。どこに避難指示が出ているかという情報とともに、自分が、今、直ちに避難が必要な場所にいるのかという行動判断に直結する情報が必要ということを、身をもって感じました。

現在では、スマートフォンの位置情報などを活用し、現在地と避難対象区域を重ね合わせて表示することも可能となっております。災害時には、一秒でも早い避難が被害の軽減につながることから、情報を伝えるということだけではなく、理解してもらい、行動につなげるといった視点が重要であります。

道では、観光客など土地カンのない方々が自らの危険を直感的に把握できる情報提供について、どのように認識をしているのか、また、位置情報などを活用した分かりやすい避難情報の提供に、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

気象庁は、５月の29日から、新たな防災気象情報の運用を始めました。河川の氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報について警戒レベルが明示され、市町村が発令する避難情報と住民が取るべき行動との関係が分かりやすく示されるようになりました。

新たな制度の目的は、住民が情報を見聞きした際に、自分は何をすべきかを直感的に理解し、速やかな避難行動につなげることであります。しかしながら、制度開始から間もないこともあり、道民への理解が十分に浸透しているとは言い難い状況にあります。

そのような中で、今月13日に、道内各地で局地的な大雨が発生をしました。私の地元・旭川市におきましても、激しい雨やひょうが観測され、気象庁は、新制度運用後、道内で初めてとなる土砂災害に関する危険警報、警戒レベル４を発表いたしました。幸いにも大きな人的被害には至りませんでしたが、制度開始から僅か２週間余りで実際の運用場面を迎えることとなりました。

これから、本道は、大雨による河川の氾濫や土砂災害などへの本格的な警戒が必要な時期を迎えます。道としても、市町村や消防、気象台などとの関係機関と連携しながら、新たな防災気象情報についてさらなる周知を進め、災害時の避難行動に結びつけていく取組が重要であると考えます。

新たな防災気象情報の運用開始を踏まえ、道民の安全、安心を確保し、命を守る行動につなげ

ていくため、道としてどのように取り組んでいく考えなのか、知事の所見を伺います。

次に、地方分権改革についてであります。

我が国では、平成12年の地方分権一括法の施行を契機として、本格的な地方分権改革が進められてきました。国と地方の関係を、上下主従の関係から対等協力の関係へと転換し、地域のことは地域で決めるという理念の下、地方の自主性、自立性を高めるための様々な制度改革が進められてきました。

北海道も、道州制特区の活用、市町村への権限移譲、市町村合併、支庁制度改革などを進めるとともに、道州制の先行モデルを目指しながら、地域主権の実現に向けた取組を進めてきたところであります。

しかし、20年以上が経過した現在、国における道州制の議論はほとんど聞かれなくなり、地方創生や連携中枢都市圏など、新たな政策が次々と打ち出されてきております。それぞれに一定の理念や目的があるものと受け止めてはおりますが、地方の立場からすると、その都度、新たな計画の策定や財政措置への対応が必要となり、それまで進めてきた政策がどのような成果を上げ、どのような課題を残したのかについて十分な整理が行われないまま、ここまで来てしまっているように感じます。

例えば、北海道が全国唯一の特別区域として指定され、取り組んできた道州制特区制度について、移譲された権限や事務は、地方の自立的発展にどのように寄与したのか。市町村への権限移譲についても、今では、人口減少と職員不足、とりわけ専門人材の不足が深刻化しており、市町村からは逆に広域的な支援を求める声も聞こえております。市町村合併についても、行政の効率化という成果があった一方で、行政区域の広域化による住民との距離の拡大やインフラ施設の維持管理負担の増大といった課題も生じております。

道では、これまで進めてきた地方分権改革について、どのような成果や課題があったと認識しているのか、お伺いをいたします。

平成22年に、支庁制度改革として、現在の総合振興局・振興局体制へ移行してから15年以上が経過をいたしました。移行当時は、地域の実情に応じた政策形成機能の強化、本庁への権限集中の是正などが掲げられていたところであります。

しかし、その後の人口減少や少子・高齢化の進行は、当時の想定を大きく上回るものとなりました。市町村では、公共交通、地域医療、防災対策、インフラ施設の維持管理など、単独では対応が難しい課題が増加をしてきております。

こうした状況の中で、総合振興局、振興局には、単なる道庁の出先機関としてではなく、市町村を支え、それぞれの間での課題を調整し、地域の将来戦略を担う広域行政の中核機関としての役割がこれまで以上に求められております。

改めて、支庁制度改革の成果と課題を踏まえ、総合振興局、振興局の在り方を再評価する必要があるのではないかと考えますが、道では、支庁制度改革の成果や課題をどのように認識をしているのでしょうか。また、総合振興局、振興局に今求められている役割や機能についてどのよう

に考えているのか、見解をお伺いいたします。

これまでの地方分権改革は、国から地方へ権限を移すという考え方を中心に政策が進められてきました。しかしながら、地方が直面している現状は、20年前の想定をはるかに超えるものとなっております。

人口減少社会の到来が避けて通れない現状の中で、地域の皆さんが当たり前に今住む地域で今の暮らしを続けていくことができるように、住民サービス、行政サービスを維持していくという観点から、国、道、市町村の役割分担そのものを改めて見直し、それぞれが担うべき役割を再構築していく必要があります。

知事は、人口減少社会に対応した今後の地方自治の在り方についてどのような認識を持っているのか、お伺いをいたします。

また、これからの時代にふさわしい地方自治の在り方、新たな地方分権改革については、道においても、これまでの改革の成果と課題を踏まえながら、市町村や関係団体をはじめ、幅広い関係者とともに、改めて議論を深めていく必要があるのではないかと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、小児救急電話相談事業についてであります。

道では、子どもの急病時における保護者の不安軽減や小児救急医療体制の適正利用を目的として、小児救急電話相談事業、いわゆる＃（シャープ）8000事業を実施しております。夜間や休日に看護師が電話相談に応じるこの仕組みは、子育て世帯にとって極めて重要なセーフティーネットであり、特に、広大な面積を有し、地域による医療資源の偏在が大きい北海道においては、その役割は大変大きなものがあると考えております。

こうした中、道では、今年度、この＃（シャープ）8000事業を全面的に民間へ委託する予定であると伺っております。

まずは、全面委託化という判断に至った背景や経過、課題、それによって見込んでいる効果について伺います。

＃（シャープ）8000事業の全面委託化については、地域の医療事情に対する理解不足や相談対応の質の低下を懸念する声もあります。また、この事業は、単なる電話相談窓口にとどまらず、感染症の流行の兆候、保護者の相談傾向、医療機関へのアクセスの状況、夜間の小児救急の現状など、地域の小児救急医療を取り巻く様々な情報が集積される入り口としての重要な役割も担っていることから、政策検討の基本情報とするためにも、委託先からのデータのフィードバックや共有の仕組みを引き続き確保していく必要があるとの御指摘を、小児科医会の先生方からいただいております。

さらに、近年では、電話以外の相談ツールへのニーズも高まっているところであります。沖縄県では、ＬＩＮＥを活用した小児救急相談の取組も進められており、相談者の利便性向上と併せて、データの蓄積や分析へとつながる取組として期待されているところであります。

道では、関係機関との連携やデジタル技術の活用も含め、小児救急相談体制の充実に向けて、

今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

次に、公務員獣医師についてであります。

北海道は、我が国最大の食料供給基地であり、酪農、畜産を含め、農業は本道経済を支える基幹産業であります。こうした本道の食料供給体制の中にあっては、生産者の皆様はもとより、家畜の健康を守り、生産現場を支える獣医師の皆様の存在も欠かすことができません。

家畜保健衛生所の獣医師は、高病原性鳥インフルエンザや豚熱といった伝染病への対応など、家畜防疫体制の中核を担っております。また、食肉衛生検査所の獣医師は、安全な食肉の流通を支える検査業務を担うなど、公衆衛生や食品衛生行政において重要な役割を果たしております。

しかしながら、動物病院や民間企業との人材獲得競争が激化する中で、全国的に自治体における獣医師確保は厳しさを増している状況にあり、北海道獣医師会からも、公務員獣医師の確保対策や、食肉衛生検査所等に勤務する獣医師の処遇改善について要望が行われているものと承知をしております。

言うまでもなく、獣医師は、医師と同様に、６年制大学を卒業後に国家試験への合格を必要とする高度専門職であり、自治体としては、中長期的な視点から公務員獣医師を確保し、専門性を維持していくことが不可欠であります。また、公務員獣医師の確保は、本道の食料安全保障や危機管理を支える重要な政策課題でもあると考えます。

道では、公務員獣医師の確保の現状についてどのように認識しているのでしょうか。また、将来にわたり、本道の家畜防疫体制及び公衆衛生体制を維持していくための公務員獣医師の確保対策についてどのように考えているのか、併せて所見を伺います。

次に、自転車の安全利用についてであります。

本年４月から、自転車に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符制度の運用が開始されました。

私は、令和６年第４回定例会において、新制度導入に当たっての道や道警察の取組について伺いました。道からは、ホームページやＳＮＳ等を活用した情報発信、大学等と連携した周知活動、自転車販売事業者を通じた啓発活動などに取り組むとの答弁があり、また、道警察からは、各種広報啓発活動と、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを実施していくとの答弁がありました。

制度開始から２か月が経過しましたが、依然として、自転車利用者からは、どのような行為が青切符の対象となるのかよく分からない、ルールの認識にばらつきがあるといった声も聞かれます。

まずは、新制度導入後の道内における指導取締りの状況を道警察に伺います。

また、前回の質問以降、実際にどのような周知啓発活動に取り組んできたのか、さらに、自転車交通ルールの理解促進や安全意識のより一層の向上に今後どのように取り組んでいくのか、道及び道警察に伺います。

自転車利用者に交通ルールの遵守を求めていくことはもちろんでありますが、その前提とし

て、安全にルールを守ることができる道路環境を整備していくことも、また重要であると考えます。

平成29年に自転車活用推進法が施行され、全国の自治体では、自転車活用推進計画に位置づけることが基本とされる自転車ネットワーク計画の策定が進められてきました。道内においても、一部の自治体で計画が策定され、自転車通行空間の整備などが進められてきましたが、計画の策定に至っていない自治体がほとんどであります。

サイクルツーリズムの観点からは、市町村の区域を超えた広域的な視点でのネットワークの形成も重要であります。また、ネットワークの形成に当たって、連続性のある通行環境を確保するためには、国、道、市町村といったそれぞれの道路管理者の連携が不可欠であります。

今後の道内における自転車ネットワーク計画の策定、さらには計画の推進に向けて、国や市町村とどのように連携をし、どのように取り組んでいくのか、道の考え方をお伺いいたします。

現在、全国各地で、自転車の車道通行を促すため、矢羽根型路面標示の整備が進められております。私の地元・旭川市においても、自転車ネットワーク計画、その後の自転車活用推進計画へと継続性を持ちながら、国の交付金を活用して整備を進めてきているところであります。

ただ、本道は、都市開発の歴史が浅いことや地理的な特性から、道内の道路環境は本州のそれとは大きく異なっていて、地方都市でも比較的幅の広い歩道が整備されている一方で、歩行者交通量が比較的少ない地域も多く、また、路側帯が狭い車道も少なくありません。さらに、自動車の走行速度も速く、自転車利用者や自動車運転者の双方から、自転車の車道走行に逆に危険性や不安を感じるとの声も寄せられております。さらには、歩道上に自転車通行可の標示標識が設置されながら、車道にも矢羽根型路面標示が整備されている混在区間も存在しており、自転車利用者からは、どちらを通行すべきなのか分かりにくいとの声も聞かれます。

歩行者、自転車、自動車のそれぞれが安全に通行できる環境を整備し、交通事故を減少させることが何よりも重要であり、そのためには、全国統一的なルールは踏まえながらも、本道の道路実態や交通環境、さらには冬季の利用環境なども考慮し、安全な自転車通行空間を整備していく必要があると考えます。

本道における安全な自転車通行空間の整備について、今後どのように取り組んでいくのか、道及び道警察の見解をお伺いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）木下議員の質問にお答えいたします。

最初に、防災気象情報についてでありますが、近年、風水害の発生が頻発化、激甚化する中、災害から命を守るためには、道民の皆様一人一人が、正しい知識に基づき、適切な避難行動を取っていただくことが重要であります。

道では、先月から運用が開始された新たな防災気象情報をホームページやＳＮＳ、防災研修会などで周知するとともに、Ｌアラートを活用した避難指示等の伝達訓練の実施や、先般、私も出

席した国や市町村との幾春別川総合水防演習において、警戒レベルを想定した大規模な実動訓練を実施したところであります。

道としては、引き続き、市町村や関係機関の方々と連携し、防災気象情報のより一層の周知徹底を図り、実践的な訓練を積み重ねながら、道民の皆様が命を守るために迅速かつ的確な避難が可能となるよう、防災意識の向上に取り組んでまいります。

次に、市町村の行政サービスについてでありますが、広域分散型で多様な地域特性を有する本道において、住民の皆様に最も身近な市町村が、地域課題に的確に対応し、行政サービスを提供していくためには、限られた資源を地域内で最大限に生かすための取組が必要です。

このため、道では、市町村単位では対応が難しい課題について、市町村間の取組をコーディネートし、業務のＤＸ化や広域連携などの取組をプッシュ型で一元的に支援する体制を強化するとともに、事務の共通化やシステムの共同調達等に向けた検討を進めている上川管内をはじめとする広域連携の事例も踏まえ、市町村はもとより、企業、団体など様々な方々と意見交換を重ねながら、適切な役割分担と連携により、市町村が必要な行政サービスを維持するための検討を進めているところであり、本庁と振興局が一体となって、市町村の持続可能な行財政運営の確保に向けた取組を進めてまいります。

次に、小児救急に関する相談体制の在り方についてでありますが、小児救急電話相談事業については、夜間における子どもの急病やけが等に際し、保護者の皆様の不安軽減や、軽症患者の時間外受診を緩和するなど、小児救急医療体制を確保する上で重要な取組であります。

道では、相談員の減少や高齢化の進行などを踏まえ、関係者の御意見も伺いながら、本年10月から相談業務を全面的に委託することとし、その事業の運営に当たっては、常に最新の医療情報を収集することに加え、地域ごとの医療体制などに関する相談員研修を実施するほか、事業実施により得られたデータ等について北海道小児科医会から御意見を伺うなどして、質の高い相談体制を構築することとしています。

道としては、引き続き、本事業を多くの道民の皆様に安心して利用していただけるよう、より一層のサービスの質の向上と普及啓発に努めるほか、デジタル技術を活用した他県の事例も参考としながら、小児救急相談体制の充実に取り組んでまいります。

最後に、公務員獣医師の確保についてでありますが、近年、道内において、海外悪性伝染病の侵入リスクが高まる中、家畜保健衛生所が本道の酪農、畜産の持続的な発展に果たす役割はますます大きくなる一方、全国的に公務員獣医師を目指す学生が減少しており、獣医師の確保が喫緊の課題となっています。

道では、昨年度から、家畜保健衛生所のインターンシップに参加する学生に対し、旅費の一部を支援するなど、獣医師への関心や業務に対する理解の促進に努めてきたところであります。

道としては、今年度から、獣医師の処遇を改善し、全国でも上位となる給与月額とするとともに、獣医師が獣医療に専念できるよう業務の見直しや、近年の女性獣医師の増加を踏まえ、働きやすい職場環境の改善を進めるほか、意欲とやりがいを持って働くことができるよう、公務員獣

医師の魅力について積極的に発信するなど、今後も本道酪農・畜産を支える獣医師の確保に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　総務部危機管理監髙山圭一君。

○総務部危機管理監髙山圭一君（登壇）防災対策に関し、避難情報の伝達などについてでありますが、災害時においては、地域住民はもとより、外国人を含む観光客の方々などに避難情報等が確実に伝達され、迅速、的確な避難につなげることが重要です。

道では、避難所を地図上で確認でき、多言語にも対応した北海道防災ポータルや登録制メール、ＳＮＳによる情報発信を行っているほか、Ｌアラートによる避難情報を民間事業者等が提供する防災アプリなどに配信しています。

また、本年４月からは、スマートフォンのＧＰＳ機能により、最寄りの避難場所まで音声と振動で誘導する防災アプリ、耳で聴くハザードマップも導入したところであり、道としては、市町村や関係機関と連携して、防災アプリをはじめ、多様な伝達手段の普及啓発を進めるなど、効果的な情報発信や伝達体制の充実強化に取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君（登壇）初めに、地方分権改革の取組についてでございますが、住民に身近な行政は、地域に委ねることが地方自治の基本であり、地域のことは地域自らが決定できる分権型社会の実現が重要と認識しております。

これまで、道州制特区制度につきましては、水道法に基づく監督権限など28件が措置された一方、近年は提案に至っていない状況にあり、市町村への事務権限の移譲につきましては、住民の利便性や行政サービスの向上が図られた反面、受入れ体制やノウハウの蓄積などの面から移譲が困難な市町村もあるといった課題があるほか、市町村合併につきましては、施設の広域利用や専門職員の配置による住民対応の充実などの効果があった一方、行政範囲が広くなり、住民の声が届きにくくなるなどの課題があると承知しております。

道といたしましては、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、社会経済情勢の変化や地域課題に、より的確に対応できるよう、地方分権の取組を進めてまいります。

次に、振興局の役割と機能についてでございますが、道では、振興局を地域づくりの拠点と位置づけ、本庁から振興局への届出事務などの権限移譲を進めるとともに、振興局長の裁量による職員配置や、市町村への地域振興派遣、地域づくり総合交付金による支援、振興局独自事業などにより、総合出先機関としての体制と機能の充実強化を図ってまいりました。

また、地域振興に係る基本理念等を定めた地域振興条例に基づき、５年ごとに、これまでの施策効果の検証や社会経済情勢の変化等を踏まえて点検を行い、必要に応じて条例改正や取組の方向性を改定してきているところでございます。

人口減少が進む本道におきまして、地域が抱える課題は複雑化、多様化しており、道といたし

ましては、今後とも、振興局における組織の在り方や業務の進め方、地域振興施策などについても不断に見直しをし、その機能等の一層の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　保健福祉部長竹澤孝夫君。

○保健福祉部長竹澤孝夫君（登壇）小児救急に関する電話相談事業についてでありますが、本事業につきましては、これまで、相談件数の多い19時から23時までを直営で、23時から翌朝８時までを委託により実施してまいりましたが、相談員の高齢化や人材確保が困難になってきていることから、運営方法について見直しを進めてきたところでございます。

見直しに当たりましては、北海道小児科医会や周産期・小児医療検討委員会の関係者から、持続可能な事業実施が重要であり、相談員の高齢化で直営は長続きしないこと、安定した相談体制を確保するため、民間の活用が妥当であること、北海道の地域事情について十分な配慮が必要であることなどの御意見をいただいたことも踏まえまして、現在実施している相談対応について、10月から全ての時間帯で委託し、事業の安定的な運営やサービスの質の確保を図ることとしたものでございます。

○議長伊藤条一君　環境生活部長天野紀幸君。

○環境生活部長天野紀幸君（登壇）自転車の安全利用についてでございますが、自転車事故を防止するためには、本年４月に導入された、いわゆる青切符制度をはじめ、一人一人が交通ルールを正しく理解し、ルールを遵守して安全に運転していただくことが重要と考えてございます。

このため、道では、これまで、広報媒体を通じた情報発信や地下鉄駅周辺での街頭啓発など、自転車事故が多い若者に対する働きかけの強化に取り組んでまいりました。

道といたしましては、青切符制度の開始を踏まえ、新たに高校生を対象に安全教室を開催し、ながらスマホの危険性やヘルメット着用の重要性が理解できたといった声が寄せられたところであり、今後、道警察、道教委等と連携し、若年層をはじめ、道民の皆様が正しい交通ルールの理解の下、安全に利用できるよう、高校等での出前講習会の開催や自転車シミュレーターを用いた体験型イベントの実施など、より効果的な周知や啓発に取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　建設部長関俊一君。

○建設部長関俊一君（登壇）自転車の安全利用に関し、初めに、自転車ネットワーク計画についてでありますが、安全で快適な自転車利用環境を実現するためには、各市町村が策定する自転車ネットワーク計画に基づき、国、道、市町村、道警察など関係機関が連携して、良好な走行環境を整備することに加え、広域的なサイクリング需要にも対応するため、近隣市町村が連携して取り組むことが必要です。

道内では、これまで、12市町村が計画を策定しているところであり、道では、国と連携して、市町村など関係機関で構成する自転車ネットワーク計画調整会議を、本年秋を目途に立ち上げ、未策定市町村に対し、計画策定の意義や先行事例の紹介を行うほか、広域的なネットワークの構築について隣接市町村間の調整を図るなど、さらなる計画策定の促進に向け取り組んでまいりま

す。

次に、自転車通行空間の整備についてでありますが、通勤や通学、買物など日常生活における安全な利用はもとより、安全、快適にサイクリングを楽しむことができるよう、道路管理者の取組として、道では、大規模自転車道の整備を進めているほか、市町村と連携し、市街地などでの安全な通行確保のため、青色の矢羽根型路面標示の整備や道路の路肩拡幅などに取り組んでいるところです。

道といたしましては、引き続き、こうした取組を進めますとともに、自転車ネットワーク計画調整会議を通じて市町村との連携強化を図るほか、必要な予算の確保を国に働きかけるなどして、安全、快適な自転車通行空間の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　警察本部長友井昌宏君。

○警察本部長友井昌宏君（登壇）木下議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、自転車の安全利用についてでありますが、自転車の指導取締りについては、交通反則通告制度の開始以降においても、指導、警告を基本とし、悪質、危険な違反は検挙するとの考え方に基づいて実施しており、本年５月末現在、携帯電話使用等77件、信号無視６件、一時不停止６件、制動装置不良５件など、合計97件の違反に対して青切符を交付しております。

また、自転車の交通ルールの理解と安全意識の向上を図るため、自転車シミュレーターによる運転体験や、バーチャルリアリティー視聴用ゴーグルを使用した、いわゆるながらスマホ等の危険性の疑似体験のほか、自転車ルールブックを活用した交通安全教育等を推進しており、その結果、例えば、昨年の道内におけるヘルメット着用率は、一昨年と比較して5.3ポイント上昇するなど、一定の成果が認められるところであります。

道警察といたしましては、自転車を利用される方々に、ルールの遵守とマナーの実践が、交通事故を防止し、交通安全につながるものであるということを理解していただけるよう、引き続き、関係機関・団体と連携し、各種自転車の安全対策に取り組んでまいります。

次に、自転車通行空間の在り方についてでありますが、道警察では、これまで、普通自転車歩道通行可規制の見直しや、道路管理者と連携した矢羽根型路面標示の設置等により自転車通行空間の整備を進めてきたところですが、交通の安全と円滑を図るためには、歩行者、自転車及び自動車の通行空間を適切に分離することが課題と認識しております。

議員が御指摘のような、車道を通行することが危険である場合には、道路交通法により、自転車は歩道を通行することができるため、特に広い歩道では、普通自転車の歩道通行部分を指定し、通行空間の歩行者との分離を図っております。

一方で、自転車は車道通行が原則であるため、自転車が安全に車道を走行できるよう、違法な駐停車車両を排除するほか、自動車が自転車の側方を通行する場合のルールを自動車、自転車双方の運転手に周知させるなど、相互に思いやりのある運転を呼びかけ、引き続き、交通安全意識の高揚を図ってまいります。

道警察といたしましては、今後も、交通実態や道路環境を踏まえた適切な交通規制等を実施するとともに、道路管理者と連携して、安全で快適な自転車通行空間の整備を推進してまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　木下雅之君の質問は終了いたしました。

宮崎アカネ君。

○35番宮崎アカネ君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従いまして、順次質問をします。

初めに、在留外国人の在留手数料引上げについてですが、去る５月29日、外国人の在留審査に関わる手数料の上限を大幅に引き上げる改正入管難民法が国会で成立しました。

外国人が日本に滞在するためには、滞在の目的に応じた在留資格が必要で、定期的に更新しなければなりませんが、その審査に係る手数料の上限は、現行法では一律で１万円です。改正法では、その上限が10倍から30倍に引き上げられています。

実際に徴収する手数料の金額については今後決められるとのことですが、在留資格の更新、変更は現行の6000円から、在留期間に応じて１万円から７万円程度に、永住許可は現行の１万円から20万円程度に値上げされる見通しとのことです。

これまで、これらの手数料については、外国人の方が個人で負担されている場合のほか、雇用する事業者側で負担する場合もあったとのことですが、今回の改正により、いずれの場合にも負担が大幅に増加し、そもそも外国人の方の働き先として日本が選ばれなくなることや、道内の第１次産業をはじめ、観光や建築など広い分野で人材確保がさらに厳しくなるなど、道内事業者の経営、産業への影響も懸念されます。

人口減少等により人材不足が深刻化し、外国人材なしでは経済が回らなくなっている道内の現状がある中で、道として、この実態をより深刻に捉え、国へ法案の緩和措置について要望するなど、適切に対応すべきだったのではないでしょうか。

本改正法に対する道内事業者への影響をどのように捉え、今後どのように対応していくのか、知事の所見をお伺いします。

次に、特定技能１号の受入れ停止についてですが、現時点では、外食業界分野のみで2026年４月13日から新規の在留資格認定証明書交付が一時停止されています。他分野では全面停止は行われていませんが、人手不足の分野で働く外国人に認められている在留資格、特定技能１号について、政府は2029年３月末まで上限80万人余りを受け入れる方針で、このうち外食業界について、５万人としていた枠が上限に達する見通しとなったため、外食業界の新たな受入れをこの４月に原則停止しました。外食産業においては、この資格の取得を前提に採用計画を立てていたところもあり、見直しを迫られているとのことです。

また、政府においては、2027年４月から２年間限定で消費税を１％に引き下げる方向で調整しているとのことですが、小売店やスーパーで食料品やテークアウト税率が大幅に下がる一方で、

飲食店が10％に据え置かれると、外食離れを招きかねない懸念があり、特定技能１号の停止と合わせまして、まさにダブルパンチの衝撃となりかねません。

外食産業は、道産食材の消費先としても、観光立国を目指す道としても重要な産業であることは言うまでもありません。外食産業、特定技能１号の受入れ停止による道内の外食産業への影響を的確に把握するとともに、影響緩和に向けた積極的な支援を行うべきと考えますが、知事の所見をお伺いします。

次に、ふるさと納税についてですが、ポータルサイト等の仲介手数料の引下げについて、総務省は、本年５月、ふるさと納税のポータルサイト事業者に対し、自治体が支払う手数料の速やかな引下げを要請しました。

同省によると、2024年度に自治体が広報費や委託費などとして事業者に支払った手数料は1379億円で、サイトを経由した寄附金額の実に11.5％に上ったとのことです。要請を受けた事業者側の対応は現時点では見通せませんが、ふるさと納税の世界において、今や、ポータルサイトを経由せずに自治体が独自に寄附を集めるのはなかなか困難であるというのが実態です。

そうした中、手数料設定については、プラットフォーム事業者が優位に設定され、個別の価格交渉等もできなかったこれまでの現状がどう変わるのかが注目されます。単純に考えれば、手数料が下がれば、その分、地域において活用される金額は増加するはずですので、よりふるさと納税の本旨に沿った運用が期待されるところです。

そこで、道として、今般の総務省の要請についてどのように受け止め、道や道内の市町村の影響をどのように考えているのか、知事の所見をお伺いします。

次に、制度の適正な運用について、先般、会計検査院は、地方財政計画の事後検証等の状況についてという報告の中で、ふるさと納税の寄附総額から住民税の控除額と経費を差し引くと、地方全体で863億円マイナスとなっているとの算出結果を公表いたしました。

道内の自治体は、全国的にも寄附の受入額が多い市町村が多く、全国的な傾向とは異なるかもしれませんが、先ほど伺ったポータルサイトの手数料負担や、物価高騰や各種ルール見直しによる返礼品調達費の増嵩など、ふるさと納税収支にマイナスの影響を与える要因が増えてきています。

また、ふるさと納税については、累次のルールの改正により、市町村が翻弄されていた経過があるほか、地元の海産物など返礼品が充実している自治体と、地場産品が少ない自治体との格差拡大も懸念されているところであり、例えば、道主導で共通返戻品を設定し、格差是正に取り組むことも必要です。

そこで、道及び道内の市町村におけるふるさと納税の差引き収支状況について伺うとともに、収支の改善や市町村間の格差是正に、ふるさと納税制度の適正な運用に道としてどのように取り組むのか、知事の所見をお伺いします。

次に、外国人への医療提供体制についてですが、本年２月、春節期間における新千歳空港の外国人出入国者数が過去最多を更新するなど、コロナ禍が明け、本道を訪れる外国人観光客数にも

明るい兆しが見えてきました。本道でも、いよいよ本格的な観光シーズンを迎え、道内各地で食や自然といった地域資源を生かした様々なイベントの開催が予定されており、ＳＮＳを活用した情報発信も盛んなことから、海外からの観光客の方々が道内各地を巡っていただける時代になりました。

しかし、外国人観光客の方々が、旅行中に突然の発熱や不慮の事故によるけがなどで、病院で診療を受けるケースも増加していることから、国では、外国人患者に対する医療提供体制の整備等に関する取組を進めており、本道でも外国人患者に対応可能な医療機関が拡大していると承知しています。

道内における外国人への医療提供体制はどのような状況か、お伺いいたします。

また、旅行者の安全、安心の確保、ホスピタリティーの向上の観点からも、より多くの医療機関の理解と協力が必要だと考えますが、言葉の壁などで、突然、来院する患者への対応に苦慮し、受入れ対応に二の足を踏む医療機関があるのも実態です。

道として、外国人への医療提供体制の一層の充実に向けて早急に取り組むべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、こども誰でも通園制度の実施状況等についてですが、国の補助基準によると、月10時間を上限としてスタートしたこども誰でも通園制度ですが、利用した方々からは時間の拡充の要望が多く、利用したからこそ、その切実な声も多く聞かれ、こども誰でも通園制度の魅力が実感されていることがうかがえます。

その反面、子ども特有の急な体調不良による当日キャンセルの際には、この貴重な10時間の利用枠が減算されてしまうという厳しい運用実態も浮き彫りとなり、孤立しがちなゼロ歳児から２歳児の母に寄り添い、こうした利用上の障壁を取り除くことが、子どもを産み育てやすい環境につながると考えます。

そのためにも、利用の実態に応じて、市町村や施設が柔軟な運用を図っていくべきと考えますが、道としてどのように取り組んでいくのか、所見をお伺いします。

保育士等の確保についてですが、こうした柔軟な対応を現場で実践し、こども誰でも通園制度を円滑に実施していくためには、その基盤となる保育士等の人材確保が不可欠です。道内の保育現場においては、深刻な人手不足に直面しており、新制度への対応を含め、現場の負担軽減や体制整備は重要な課題となっております。

現場が安心して、この新たな制度に臨めるよう、道として、今後どのように人材確保の取組を展開していく考えなのか、所見をお伺いいたします。

次に、卵子凍結補助金についてですが、昨年、こども家庭庁の大臣自身が、子ども政策につきましては、私自身の経験もあり、妊娠、出産の希望があってもそれがかなえられない方たち、その原因は、心身の状況はもちろん、仕事の事情などいろいろありますが、こうした方たちへ寄り添い、そしてまた、妊娠、出産の希望をかなえていくことができる環境づくりと支援に取り組みたいと、考えてまいりたいと発言しておりました。

こども家庭庁は、2026年度に始める卵子凍結費用の助成事業は、まず、原則18歳から35歳の未婚女性を対象に実施すると発表。自治体指定の医療機関での卵子凍結を要件とし、１回当たり最大20万円を支援。まずは、モデル事業として始動させ、参画する自治体の募集を始め、実施予定は現在５県であります。北海道は、実施予定なしという報道です。

卵子凍結に関するデータを集め、将来、適切な事業展開につなげることを目的としていますが、道はなぜ募集に参画しなかったのでしょうか。

東京都や大阪府など一部の自治体は既に独自の助成事業を始めており、この２都府は対象を18歳から39歳の女性としています。

こども家庭庁は、35歳以下としたことについて、日本生殖医学会の指針などに照らして判断したと説明しています。

国の補助事業では、卵子凍結の知識を正しく持ってもらうための講習会の受講や、指定医療機関での検査、診察が求められ、凍結後も10年程度は卵子の数を推測するといった追跡調査に参加しなければならない要件もありますが、道の医療機関ではできない要件なのでしょうか。

子どもを将来持ちたいと思う女性の後押しとなる今回の補助金は、女性活躍推進政策に位置づけられると思いますし、女性の将来設計に寄り添った国の事業に、今後、道はどう取り組んでいくのか、お伺いします。

次に、部活動の地域展開についてですが、子どもたちが、住んでいる地域や家庭の状況に左右されず、スポーツ、文化芸術に親しむ機会を得るためには、中学校設置者である市町村による地域展開の積極的な取組が重要であるが、指導者の確保など様々な課題を抱えているため、実態としては、地域によって取組状況に差があるものと承知しております。

今回の補正予算においては、部活動の地域展開推進のため、18の市町村への支援経費を計上しておりますが、地域展開における課題解決に向けた取組などについて伺います。

指導者確保について、補正予算では、市町村への支援として、平日の指導者配置に係る経費を計上しておりますが、指導者の確保は地域展開における大きな課題であります。

市町村への財政支援は不可欠ですが、平日は本業に従事する社会人も多く、財政支援だけでは人材の確保は難しいのが現実、そのため、地域クラブにおける人材確保に向けた支援が必要と考えますが、道教委の認識を伺うとともに、支援の充実のため、今後どのように取り組むのか、教育長にお伺いします。

次に、取組が困難な市町村の支援についてですが、市町村が抱える課題は、指導者の確保だけではなく、多岐にわたっており、例えば、市町村単独での地域展開が困難な場合も考えられます。

国の部活動の地域展開支援事業においては、既に各自治体の体制整備や休日のクラブ活動等への支援が行われていますが、いまだに相当数の市町村が本事業を活用しておりません。つまり、それらの市町村は取組が進んでいないと思われます。

理由は様々あるかと思いますが、取組が進まない市町村に対しては、道教委がサポートする必

要があると考えます。道内全ての市町村が地域展開を進めるため、どのように取り組むのか、教育長にお伺いいたします。

以上、答弁により再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）宮崎議員の質問にお答えいたします。

最初に、ふるさと納税に関するポータルサイトの手数料等についてでありますが、国においては、ポータルサイト事業者の方々などに支払う手数料等について、できる限り縮減を図るといった国会における委員会決議や全国の自治体の声などを重く受け止め、事業者の方々に対し、手数料の引下げに取り組むよう要請を行うとともに、８月末までに書面での回答を求めたところであります。

道としては、ふるさと納税は、自治体にとって貴重な政策財源であることから、経費をできる限り削減し、住民の皆様のために寄附金を有効活用していくことが重要であると考えており、これまでも、市町村の声を踏まえ、事業者の方々に対し手数料の軽減を求めてきたところであり、引き続き、今後の国の動きなども踏まえながら、ポータルサイト事業者の方々に必要な相談や申入れを行ってまいります。

次に、外国人の方々への医療提供体制についてでありますが、道では、これまで、医療機関の所在地や診療時間などの情報を北海道医療機能情報システムで多言語化対応するほか、医療機関向けにトラブル事例集等の周知や研修会の開催、翻訳ツールの導入支援など、外国人患者の皆様への対応力向上に努めてきました。

また、外国人の方に対する外来対応や、救急対応可能な拠点的な医療機関の整備を進めてきており、全ての３次医療圏をカバーしている状況であります。

今後も、本道を訪れる外国人観光客や在留資格を持つ方の増加が見込まれ、多言語での対応が必要な医療需要も増加していくと考えられることから、道としては、引き続き、外国人患者の皆様を受入れ可能な医療機関のさらなる拡充を図るほか、医療機関に、希少言語に対応した遠隔通訳サービスや夜間・休日ワンストップ窓口の活用を促すなど着実に取組を進め、外国人の方々が安心して滞在し、生活していただける環境づくりに努めてまいります。

最後に、こども誰でも通園制度についてでありますが、本年４月から全国で本格実施された本制度は、保護者の就労要件を問わず、３歳未満の乳幼児に、子どもの育ちに適した環境の中で、遊びや家庭とは異なる経験の場を提供するとともに、在宅で育児する保護者の皆様の不安や孤立感の解消につながるものであり、全ての子どもたちの育ちと子育て家庭を応援する重要な取組であります。

道では、円滑な開始に向け、実施主体である市町村に対し、課題に応じた助言を行ってきたほか、４月以降も、市町村や事業所を訪問し、利用実態や運用上の課題などについて御意見をお聞きしているところであり、今後、利用ニーズ等も踏まえ、本制度が地域の実情に即した柔軟なものとなるよう、全国知事会とも連携し、国に改善を要望するなどして、全ての子どもが健やかに

成長できる社会の実現に向け取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　総合政策部グローバル戦略推進監大矢邦博君。

○総合政策部グローバル戦略推進監大矢邦博君（登壇）外国人材に関し、まず、在留許可手数料の引上げについてでありますが、日本全体で在住外国人の増加が続く中、国では、外国人に相応の負担を求めることが必要との考えから、現行の手数料上限額を、出入国・在留管理に要する費用や諸外国の手数料等を勘案し、今回の法改正で引き上げるとともに、実際の手数料は、今後、政令の改正により定めることとしているところでございます。

また、法改正の附帯決議として、実際の手数料を定める際には、在留外国人の方々や外国人を雇用する企業など関係者から幅広く意見を聴取し、その額が過度な負担とならないよう配慮することや、手数料引上げの影響を継続的に調査分析し、必要に応じて制度や運用の在り方の見直しを検討することなどが盛り込まれておりまして、そうした意見聴取や調査等の結果を踏まえ、国において、適切な対応がなされるものと認識をしてございます。

次に、特定技能の受入れ停止についてでありますが、人口減少が進み、様々な業種で人手不足が深刻化する中、地域経済の担い手として外国人材の確保、定着を図っていくことは、本道の持続的発展に向け、重要な課題であり、このたびの受入れ停止が本道に及ぼす影響を把握し、的確に対応していくことが必要となります。

このため、道では、飲食店や宿泊施設、給食サービス事業所など、外食業分野において特定技能外国人を雇用している道内企業を対象に、受入れ停止後に生じた人材確保への影響や、受入れ停止が続く場合の対応などについて、現在、調査を行っているところでございまして、今後、調査結果を踏まえ、対応を検討してまいります。

○議長伊藤条一君　総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君（登壇）ふるさと納税についてでございますが、会計検査院では、令和６年度のふるさと納税寄附額から住民税控除額と募集に係る経費を差し引いた普通会計決算額への影響について、全国で863億円のマイナスとなることを公表しております。

この計算に、控除額の75％が地方交付税で補填される仕組みは含まれておりませんが、同様に算出した令和６年度の北海道全体では約719億円のプラスとなっております。

また、道分の収支は約51億円のマイナス、交付税を含めると約７億円のマイナスとなっておりますが、令和７年度のふるさと納税寄附額は、今回公表された令和６年度に比べて着実に増加しております。

道といたしましては、寄附獲得に苦慮する市町村に対しまして、個別相談会の開催やＰＲへの支援、市町村間の共通返礼品としての取扱いを円滑に進めるサポートなど、引き続き、オール北海道での寄附獲得に向けた取組を展開するとともに、制度運用等に関する意見や要望を国や事業者に伝えていくなど、市町村と緊密に連携しながら、制度の適切な運用に努めてまいります。

○議長伊藤条一君　保健福祉部子ども応援社会推進監鈴木義和君。

○保健福祉部子ども応援社会推進監鈴木義和君（登壇）まず、こども誰でも通園制度に関し、保育士の確保についてでございますが、共働き世帯の増加に伴い、保育ニーズが多様化し、こども誰でも通園制度を含め、保育サービスを取り巻く環境が変化する中、地域の保育提供体制を維持していくためには、保育人材の確保は重要な課題であると認識してございます。

国では、保育士の配置基準の見直しや、公定価格の改定による処遇改善などの対策を講じている中、道では、今年度から、保育士・保育所支援センターに常勤コーディネーターを配置し、潜在保育士の再就職支援に係る体制強化を図るとともに、新たに現役保育士による中高生への出前授業や、市町村と連携した合同就職説明会を開催することとしております。

道としては、引き続き、国にさらなる処遇改善等を要望するとともに、人材確保対策を着実に推進し、保育士がやりがいと誇りを持ち、安心して働き続けられる環境の整備に取り組んでまいります。

次に、卵子凍結に係る国のモデル事業における道の対応についてでございますが、女性の社会進出等を背景として晩婚化や晩産化が進み、希望どおりに子どもを産むことが難しくなる可能性がある中で、国では、今年度、10か所程度の都道府県を対象に、卵子凍結による妊孕性温存等に係る課題検証のためのモデル事業を実施し、卵子凍結に関する正しい知識の普及啓発とともに、幅広くデータを収集し、様々な課題や効果等の検証を行うこととしております。

道では、昨年度中に、がん患者の方々等の卵子凍結に関する事業に御協力いただいている複数の医療機関にモデル事業への参画の意向確認を行いましたが、その時点で希望するとの回答が得られなかったことから、国への申請を見送ったところでございます。

現在、卵子凍結に係る課題や効果などにつきましては、モデル事業で検証が進められている段階であり、道といたしましては、今後、国の検証結果や方針などを踏まえて、必要な対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）宮崎議員の御質問にお答えいたします。

部活動の地域展開に関し、まず、指導者の確保についてでありますが、部活動の地域展開を進めるに当たり、広域分散型の本道では、指導者が都市部に偏在し、人材が不足している地域が多いほか、人口減少や高齢化が進展しており、指導者の確保が課題と認識しております。

道教委といたしましては、令和５年に、ほっかいどう部活動・地域クラブ活動サポーターバンクを設置しており、各種団体や大学等との連携を一層推進し、登録者の拡大に努めますとともに、市町村に対し、サポーターバンクの積極的な活用を促しますほか、人材が不足する地域を支援するため、ＩＣＴを活用した遠隔指導の効果的な活用事例を周知するなど、市町村における部活動の地域展開を支援してまいります。

次に、市町村への支援についてでありますが、道教委が昨年実施いたしました、部活動の地域

移行に係る市町村の取組状況調査では、多くの市町村が、指導者の確保、運営財源の確保、受皿団体の確保や体制整備などを課題と捉えておりました。

こうした中、近隣の複数の市町村が連携し、広域的なスポーツ環境を構築する取組や、市町村独自で人材バンクを整備し、指導者を確保する取組などが行われております。

道教委といたしましては、市町村教育委員会、地域の校長会やスポーツ・文化芸術関係団体の代表者の方々等を構成員として各教育局が新たに設置いたします地域展開推進協議会を通じて、市町村間の広域連携や好事例の横展開などについて提案いたしますほか、市町村ごとの課題を個別に把握しながら、地域の実情に応じた助言を行うなど、市町村の規模や取組の進捗状況を踏まえた伴走支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　宮崎アカネ君。

○35番宮崎アカネ君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま答弁をいただきましたが、再質問させていただきます。

外国人材についてですが、在留手数料の引上げや特定技能１号の受入れ停止によって、道内でも幅広い分野で外国人材の確保がさらに厳しくなるのは目に見えています。人材確保の面から、企業任せにするのではなく、道としてもいろいろな角度から支援していく考えはないですか。

全国一律で手数料が上がり、今まで、在留手数料を含め、企業が負担して人材確保をしてきた現状がある中、資本がある企業しか人材が確保できなくなる状況や、パイの奪い合いが発生する懸念があります。

北海道が選ばれるためには、どのように対応していくのか、改めて知事の所見を伺います。

次に、医療提供体制についてですが、厚生労働省が発表している社会医療法人等が行う訪日外国人患者の自由診療に係る診療費の上限について、知事は、どのくらいなのか、御理解いただいていますか。

先日、北海道の地域偏在から医療機関を守っていかなければならないと表明していましたが、外国人の医療費は、社会保険診療の場合と同一の基準、１点10円により計算されていること、社会保険の診療報酬と同一の基準により計算されている金額から、その金額に３を乗じて得た金額までの範囲内であって、地域における標準的な料金を超えないものであるとされております。

自由診療にも上限がかけられているこの現状は、医療体制の経費と診療費が見合わない現実、そして、医療機関の存続にも関わります。診療に関わる多言語はもとより、医療機関が二の足を踏んでいる診療費の実情をリサーチしてほしいと思います。

医療提供体制の一層の充実には、都会と同じでは、医療の提供の体制の取組だけでは限界があると私は思います。

北海道モデルなど、医療機関を安定して存続させる仕組みづくりを道として導かなければならないと強く指摘させていただきます。

こども誰でも通園制度ですが、こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子ど

もの良質な生育環境を整備する、また、全ての子育て家庭に対して保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形で支援を強化するための制度であり、一時保育の目的と違いがありますが、この、こども誰でも通園制度は一時保育のお試しにつながっていることも確かにあり、どちらの制度も、当日、子どもの体調の不良でキャンセルについてはキャンセルポリシーがあり、保護者負担料金を見てもこども誰でも通園制度の料金は子育て中の家庭に優しいと言えます。

知事が言う、安心して子どもを産み育てられる北海道と言うならば、答弁いただきました、国には要望はもちろんのこと、市町村や事業者任せにしない道としての取組が必要と考えられます。

再度、知事の考えをお伺いします。

卵子凍結に係る国のモデル事業についてですが、先ほど、答弁では、昨年度中に複数の医療機関へ参画の意向を確認したものの、希望すると回答が得られなかったため、国への申請を見送ったとのことでありますが、しかしながら、このモデル事業は、卵子凍結に関する課題や効果を検証し、今後の制度設計につながる重要な取組であり、女性の将来設計の選択肢の一つであります。この事業は、道の未来にもつながります。

単に意向を確認するだけではなく、事業内容の周知や、参画に当たっての課題把握、必要な支援検討など、道が、未来を予測し、積極的に医療機関へ働きかけるべきと考えます。

女性が流出して歯止めにならない現実に対して、できる限りの対応をしていくべきではないでしょうか。知事の考えを改めてお聞きします。

部活動の地域展開について答弁いただきましたが、指導者が都市部に偏在し、本業がありながら児童生徒の放課後の時間に合わせて活動できる人材の確保は難しいのが現実です。サポーターバンクの活用にも限界があると思いますし、遠隔指導で心と体の技術の育成ができる範囲は限られます。

休日の運動部活動を地域展開した市町村は88市町村、文化芸術活動は29市町村、平日の部活動を移行したのは73市町村と聞いております。179市町村が地域展開を完了するスケジュール感が見えません。地域移行から地域展開に名称が変わり、令和13年までに進めるためには、道が率先して取組を進める必要があります。

指導者確保のため、ＪＥＴプログラムによる来日者や地域おこし協力隊に地域クラブを指導していただいている市町村もあると聞いています。また、遠隔指導と言うならば、全道でアクセスができる仕組みづくりなど、オール北海道の取組が必要ではないでしょうか。

今後、道内全ての市町村で地域展開を目指すには、今回の補正予算でのこの事業費を使う市町村が18というのは、あまりに少ないと言わざるを得ません。

より多くの市町村が、補助事業を活用するなどして指導者を確保し、地域展開を実現していくため、道教委は今後どのように取り組んでいくのか、再度伺います。

以上、再々質問を留保し、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事。

○知事鈴木直道君（登壇）宮崎議員の再質問にお答えいたします。

最初に、外国人材の確保についてでありますが、道では、より多くの外国人の皆様に北海道を選んでいただけるよう、現地送り出し機関への訪問などを通じて、北海道で働き、暮らす魅力を発信するとともに、市町村との連携による日本語学習機会の提供や住居確保に向けた支援など、受入れ環境づくりを進めているところであります。

今年度からは、新たに外国人地域おこし協力隊を配置し、外国人材の困り事への対応や、日本語がより不慣れな方への学習サポートなども行うこととといたしました。

また、受入れ企業の方々に対しても、労働関係法令の理解を促進し、買物や医療機関の受診への同行といった、定着につながる取組を普及するためのセミナーを開催するなどしてきたところであり、今後とも、こうした取組を通じて、受入れ環境の充実を図り、道内企業が必要とする外国人材の確保、定着につなげてまいります。

次に、こども誰でも通園制度についてでありますが、本年４月からスタートした本制度は、保護者の方々の就労要件を問わず、子どもの育ちと子育て家庭を応援する重要な取組であり、道としては、本制度が地域の実情に即した柔軟なものとなるよう、全国知事会とも連携し、国に改善を要望するほか、今後とも、事業所を訪問し、利用実態や運用上の課題などをお聞きしながら、市町村に対し、各地域の課題に応じた助言等を行ってまいります。

最後に、卵子凍結に係る国のモデル事業における道の対応についてでありますが、卵子凍結に係る課題や効果等については、現在、国がモデル事業において検証を進めている段階でありますが、道としては、今後とも、医療機関の皆様と意見交換を行い、必要に応じて対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　教育長。

○教育長中島俊明君（登壇）宮崎議員の再質問にお答えいたします。

部活動の地域展開に関し、指導者の確保についてでありますが、本年度、部活動の地域展開に係る国の補助事業を活用している市町村は81市町村となっており、今回、そのうちの18の市町村から、平日の地域クラブの指導員配置等に係る補助事業の追加申請があり、補正予算を計上しているところでございます。

また、国の補助事業を活用していない市町村におきましても、地域おこし協力隊の隊員が地域クラブの指導に当たるほか、町職員が地域クラブ等を指導する際は職務に専念する義務を免除できるよう服務規程を改正するなど、地域の多様な人材の活用に向けた取組が進められております。

道教委といたしましては、道内外の先進的な取組事例の収集に努め、全ての管内に設置いたします地域展開推進協議会におきまして市町村間で共有いたしますとともに、市町村に対し、補助金のさらなる活用を促すなど、地域展開の円滑な実施を支援してまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　宮崎アカネ君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午後１時１分開議

○副議長梶谷大志君　休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

今津寛史君。

○７番今津寛史君（登壇・拍手）（発言する者あり）今津寛史です。

通告に従い、以下、質問をしてまいります。

初めに、地方創生について伺います。

高市総理は、本年２月20日の施政方針演説において、「日本列島を、強く豊かに。」「農山漁村・中山間地域をはじめ、47都道府県のどこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある。これが、高市内閣の目指す日本の姿です。」と述べられました。

これまで、国においては、平成26年に地方創生担当大臣を設置して以降、まち・ひと・しごと創生総合戦略、デジタル田園都市国家構想、さらには、地方創生2.0基本構想、そして現在の地域未来戦略など、様々な地方創生施策が展開されてきました。

しかしながら、本年公表されました住民基本台帳人口移動報告によると、2025年の東京圏の転入超過数は約11万3000人となり、依然として多くの人口が東京圏に流入している現状にあります。地方創生の取組が進められてきた一方で、東京一極集中の是正はいまだ道半ばであり、本道においても、道央圏一極集中、地方部における人口減少や若年層の流出による人手不足などが待ったなしの課題となっています。

そこで、これまで国が進めてきた地方創生の取組について、道は、その成果と課題をどのように認識しているのか、また、東京圏への転入超過が続く現状や、高市内閣が進める地方創生施策である地域未来戦略を踏まえ、本道の課題解決と持続的な発展に向け、どのように地方創生に取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、米の輸出促進について伺います。

全国的な米の増産や、価格高騰による消費減退の影響などにより、米の民間在庫は、令和８年４月末時点で前年同月比81万トン多い249万トンと、４月末としては高い水準となっております。このため、価格高騰により落ち込んだ需要の回復と同時に、さらなる需要開拓が必要であると考えます。

国は、新たな食料・農業・農村基本計画において、農林水産業や食品産業の海外から稼ぐ力を強化する方針を示し、米の輸出量については、2023年の4.4万トンから、2030年には39.6万トンへと拡大する目標を掲げています。

私の選挙区内、ＪＡひがしかわでは、国の輸出重点品目の産地として位置づけられるＧＦＰグローバル産地計画の下、米の輸出拡大に向けた取組が進められており、令和７年には、香港や台湾、タイ、アメリカなど10か国へ973トンの米を輸出し、令和８年には1200トン以上の輸出を目標としております。さらに、機能性精米工場や米穀乾燥調製貯蔵施設の整備により、高品質な北海道米を安定的に海外へ供給する体制づくりも進められております。

国内の人口減少に伴う食料需要の縮小が見込まれる中、本道の農業生産基盤を維持し、我が国最大の食料供給基地としての役割を果たしていくためには、このような米の輸出促進への支援が重要と考えますが、道の今後の進め方について所見を伺います。

次に、北海道植樹祭について伺います。

去る５月９日、枝幸町において、北海道・木育フェスタ2026第76回北海道植樹祭が開催され、私も、北海道森林・林業活性化推進議員連盟の一人として参加をしてまいりました。

当日は、あいにくの大雨でありましたが、道水産林務部、宗谷、上川、留萌の各振興局の皆様の懸命な会場設営、特に見事な排水活動のかいがあり、鈴木知事、伊藤議長をはじめ、市町村関係者、農林漁業関係者など、多くの方が御参加され、式典では、枝幸町と枝幸漁業協同組合が、ほっかいどう企業の森林づくり協定を締結され、これまで取り組まれたお魚殖やす植樹運動を引き続き推進していく強い決意表明がありました。

また、植樹祭に参加した枝幸高校の生徒からは、森林が持つ多様な働きの大切さを忘れず、今回の参加を契機として、環境保全活動に関わっていきたいとの発表もありました。式典後には、参加者皆で、雨にぬれながらトドマツを植樹し、改めて、森づくりを自分事として捉える機会になったものと認識しています。

「道民ひとり１本植樹・育樹運動」を進める上で、北海道植樹祭は重要な機会であると考えておりますが、今回の植樹祭の開催の意義と、森林づくりの理解の促進に向けた今後の取組について所見を伺います。

次に、自然公園におけるヒグマ対策について伺います。

北海道の豊かな自然環境は、世界自然遺産である知床をはじめ、大雪山国立公園や阿寒摩周国立公園など、国内外から多くの観光客や登山客を引きつける貴重な観光資源となっています。

一方で、自然公園を訪れるということは、ヒグマをはじめとする野生鳥獣の生息域に入ることでもあり、安全対策の徹底が重要となります。

実際に、私の選挙区内にある大雪山国立公園高原温泉地区においても、令和６年９月に、ヒグマが人に付きまとう行動が確認されたことから、沼巡りコースが閉鎖され、また、昨年８月には、知床国立公園内の羅臼岳においてヒグマによる人身事故が発生し、登山道が閉鎖されるなど、利用者の安全確保のための措置が講じられたと認識をしています。

海外に目を向けますと、米国のイエローストーン国立公園やグレイシャー国立公園などでは、グリズリーやブラックベアとの共生を図るためのベアマネジメントを専門に扱う職員を配置し、熊の行動監視、利用者への情報提供や啓発活動、問題個体への対応を一元的に実施することで、

人身事故の防止と自然環境の保全の両立を図っています。

これから夏山シーズンを迎え、全国各地の自然公園には多くの登山者や観光客が訪れることが見込まれ、本道においても、ヒグマの生息域と観光利用が重なる地域が増えている中、利用者の安全確保と自然公園の適正利用を両立させるためにどのように取り組んでいく考えなのか、所見を伺います。

次に、自治体事務の効率化について、まず、郵便局による自治体業務受託について伺います。

本道では、人口減少や少子・高齢化の進行に伴い、多くの市町村において、庁舎や支所など、公共施設の老朽化への対応とともに、行政職員の確保が課題となっています。

広域分散型の地域構造を有する本道においては、限られた行政資源の中で住民サービスを維持していくことが大きな課題となる中、日本郵便株式会社北海道支社は、道内全179市町村と包括連携協定の締結を進め、自治体業務の受託に取り組んでいるところであります。

中でも、白老町では、戸田安彦前町長の力強いリーダーシップの下、高齢者の見守りや地域課題の情報共有など、郵便局ネットワークを活用した地域づくりが進められ、令和３年から、町内４郵便局において、住民票や戸籍証明書、納税証明書の交付請求などを取り扱う包括的な自治体事務の受託を開始しました。これは、北海道で初めての取組であり、人口減少や職員不足が進む地域における新たな住民サービスのモデルとして大変注目をされているところであります。

本道の地方部においては、高齢化や人口減少が進む中、住民サービスを維持していくことが大きな課題となる中、郵便局は、地域住民にとって最も身近な公共的拠点の一つであり、そのネットワークを活用した行政サービスの提供は今後ますます重要となり、国においても、その必要性について議論が進んでいると承知をしております。

そこで、道内における郵便局による自治体業務受託についての認識と、郵便局ネットワークの活用を含めた自治体事務の効率化や行政サービスの維持に向け、今後どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、自治体間の広域連携について伺います。

先月公表されました令和７年国勢調査人口の速報値によると、本道の人口は500万人を下回り、減少数、減少率とも、調査開始以来最大となるなど、人口減少と少子・高齢化が一層加速をしています。

こうした中、市町村においては、職員の確保が困難となる一方で、行政需要は複雑化、多様化しており、住民サービスを将来にわたって維持確保していくためには、自治体間の広域連携による事務の効率化や行政機能の補完がますます重要になっていると考えます。

私の地元である上川地域では、上川管内23市町村が連携し、上川管内地域連携・協創推進会議を設置しまして、デジタル技術を活用した業務改善、専門職などの人材確保、さらには、公共施設の共同設置、共同利用といった分野について具体的な検討を進めています。

人口減少が進む中にあっても行政サービスを持続可能なものとしていくためには、こうした取組を個別地域の実践にとどめることなく、全道的な政策へ発展させていくことが重要であり、上

川地域の取組は、今後、本道における自治体運営のモデルケースとなり得るものと考えます。

そこで、人口減少下における持続可能な自治体運営に向けて、こうした広域連携の取組を北海道モデルとして全道へ波及させていくべきと考えますが、今後、どのように市町村を支援し、広域連携を推進していく考えなのか、所見を伺います。

次に、高校教育改革の進め方について伺います。

本年２月、文部科学省は、高校教育改革に関する基本方針、いわゆるネクストハイスクール構想を策定し、都道府県ごとに先導的な学びの在り方を構築する拠点校を創設するとともに、その成果を地域全体へ波及させるための高等学校教育改革実行計画の策定を求めていると承知しています。

今定例会における我が会派の質問に対し、教育長からは、本道においても年度内に実行計画を策定する旨の答弁があったところであります。

本道では、少子化の進行により、生徒数の減少が続いており、とりわけ地方部においては、高校の存続や教育機能の維持が地域の大きな関心事となっています。特に、高校は、単に教育の場であるだけではなく、地域の将来を担う人材を育成する拠点であり、持続可能な地域づくりを支える重要な社会基盤であります。

また、本道は、広域分散型の地域構造を有し、農業や食関連産業、観光産業、ＧＸ・再生可能エネルギー、半導体関連産業など、全国に誇る特色ある産業や地域資源を有しており、高校教育改革を進めるに当たっては、こうした北海道ならではの強みを生かしながら、地域産業や大学、市町村等との連携を深め、地域の将来を支える人材育成につなげていくことが重要であると考えます。

そこで、実行計画の策定に当たり、学校関係者をはじめ、市町村や産業界、保護者、地域住民など、幅広い関係者の意見をどのように計画へ反映していくのか、所見を伺います。

次に、防災計画について、初めに、火山防災対策について伺います。

今からちょうど100年前、大正15年５月24日16時17分、十勝岳の噴火により発生した融雪型火山泥流は、当時の上富良野村、美瑛村を襲い、上富良野137名、美瑛７名、合わせて144名もの貴い命を奪いました。20世紀以降の我が国の火山災害として最大の犠牲者を出した未曽有の大災害であります。

私も、十勝岳の麓に暮らす者として、本年開催されました十勝岳大正泥流被災100年追悼式に参列をし、犠牲となられた方々に哀悼の誠をささげるとともに、この悲劇を決して風化させてはならないとの思いを新たにしたところであります。

噴火によって発生した大泥流は、一瞬にして、住民の命や暮らし、開拓者たちが長年かけて築き上げた田畑や地域社会を奪い去りました。しかし、その教訓は後世に受け継がれ、十勝岳では、住民や行政、研究機関が連携しながら火山防災対策が進められており、全国に先駆けた火山ハザードマップの作成につながり、1998年の噴火の際に住民避難や被害軽減に大きな役割を果たし、その後の全国の火山防災対策のモデルとなったものと承知をしています。

一方で、十勝岳は、本年に入り、火山性地震や火山性ガスの増加が観測されており、今月18日には噴火警戒レベルが２に引き上げられたところです。十勝岳周辺には多くの住民が暮らしているほか、白金温泉や十勝岳温泉などを訪れる国内外の観光客も増加しており、万が一の噴火に備えた防災体制の充実が重要となっています。

そこで、大正15年十勝岳噴火から100年という節目を迎える中、これまでの教訓を生かし、今後どのように火山防災対策に取り組んでいくのか、所見を伺います。

最後に、防災庁地方機関の設置について伺います。

昨年末、国は、防災立国の推進に向けた基本方針において、我が国の災害対応の司令塔となる防災庁本庁を令和８年中に設置することを目指すとともに、地方機関においても、その機能や配置の在り方を検討していく考えを示しました。また、今国会では、防災庁設置法が成立する見込みとされており、防災庁創設に向けた議論が本格化しております。

こうした中、道においては、市長会、町村会をはじめ、誘致意向を表明している旭川市や上川地方総合開発期成会など、関係自治体・団体と連携し、防災庁地方機関の設置に係る本道の優位性や各地域からの提案を取りまとめ、本年２月に国への提案を行ったと承知しています。

本道は、多様な災害への対応実績を有するほか、我が国最大の食料供給基地として重要な役割を担っており、国土強靱化や大規模災害時の後方支援拠点として大きな可能性を有しております。

中でも、上川地域は、北海道の中央部に位置し、古くから災害リスクが比較的低く、肥沃な大地と豊富な水資源に恵まれた地域として発展し、明治期には、皇室の離宮を設置する候補地として、いわゆる上川離宮計画が検討された経緯もあるなど、国土の安全性や拠点性が高く評価されてきた歴史があります。

さらに、旭川空港やＪＲ旭川駅、高速道路網など交通インフラに加え、陸上自衛隊第２師団をはじめとする防災・危機管理機能が集積しており、大災害時の広域支援や後方支援の拠点として極めて高いポテンシャルを有しているものと考えます。

そこで、国の検討状況を踏まえ、防災庁地方機関の本道への設置についてどのように進めていくのか、所見を伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）今津議員の質問にお答えいたします。

最初に、北海道創生に向けた取組についてでありますが、国が進めてきたこれまでの地方創生の取組は、地方移住への関心が高まるなど一定の成果があった一方、我が国全体で人口減少や東京一極集中の流れは変えられず、本道においても若者や女性の転出超過が続くなど、地方創生の実現は道半ばであり、国と地域が一体となった取組が重要と認識をしております。

このため、道としては、人口減少の緩和と人口減少社会への適応の二つの観点の下、若者や女性の皆様に選ばれる地域づくりに取り組むほか、ＧＸとＡＩ・ＤＸ関連政策の一体的な展開や、

地域未来戦略に基づく産業クラスターの形成など、将来の成長につながる分野に政策資源を投入していくとともに、地方創生タスクフォース会議をはじめ、国や市町村、関係機関の方々との連携の下、将来を見据え、直面する課題に的確に対応しながら、本道全体の創生に向けた実効性ある取組を進めてまいります。

次に、北海道植樹祭についてでありますが、今回の植樹祭では、道北地域の主要樹種、トドマツの植樹をはじめ、地元高校生による森林づくりへの決意の発表や、森と海がお互いを支え合うという思いの下、宗谷管内では初となる企業の森林づくり協定が締結されるなど、森林づくりの大切さはもとより、脱炭素化に関するパネル展示等により、環境と調和した１次産業の取組への理解を深めていただく大変意義のある機会となったと認識しています。

道としては、地域における植樹祭の開催を契機とした「道民ひとり１本植樹・育樹運動」の定着に向け、市町村など関係機関の皆様と連携し、企業の森林づくりへの参加促進や、教育機関における木育活動への支援に加え、森林に触れる機会が少ない都市住民の方々を対象に植樹・育樹イベントを開催するなど、道民の皆様の森林づくりへの理解が一層醸成されるよう取り組んでまいります。

次に、自治体事務の効率化に関する日本郵便との連携についてでありますが、本道においては、全179市町村に約1500の郵便局が所在しており、市町村からの事務委託は直近で56市町村となっている中、今後さらなる連携を図るためには、郵便局が提供できるサービスと市町村が抱える課題やニーズとのマッチングを進めることが重要であります。

郵便局の地域貢献を進めることなどを目的とした郵政民営化法の改正案が先般成立したところであり、道では、こうした動きに先んじて、昨年11月に、日本郵便本社と包括連携協定を締結したところでございます。

道では、この協定に基づき、道と郵便関係者の皆様による推進会議を設置し、具体的な連携に向けた協議を行っているほか、市町村向けに、郵便局による自治体業務の受託事業の説明の場を設けるなど、市町村と郵便局の連携強化を図りながら、行政機能の維持や住民の方々の利便性向上に資する取組を進めてまいります。

最後に、火山防災対策についてでありますが、十勝岳は、火山活動が活発化しており、噴火警戒レベルが２に引き上げられたため、火口周辺への立入り規制や、道防災ヘリによる現地確認を行ったところであり、今後の推移に注意するとともに、100年前の融雪型火山泥流など、過去の経験や教訓を生かし、噴火に備えることが重要であります。

道内九つの常時観測火山では、道や市町村、国、有識者等で構成する火山防災協議会を設置し、ハザードマップや避難計画の策定をはじめ、防災訓練の実施など、防災対策に取り組んでいるところであります。

道としては、噴火等による被害を最小化するため、協議会や地域住民の皆様と連携し、防災知識の普及啓発に努め、噴火警戒レベルに応じた実践的な訓練を積み重ねながら、火山防災対策の充実強化に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　農政部食の安全・みどりの農業推進監野口正浩君。

○農政部食の安全・みどりの農業推進監野口正浩君（登壇）米の輸出促進についてでありますが、少子・高齢化などにより、国内の食料需要の減少が見込まれる中、本道農業が生産基盤を維持し、持続的に発展していくためには、道産農畜産物の海外需要を開拓していくことが重要であります。

こうした中、道では、第３期北海道食の輸出拡大戦略において、米を主要品目に位置づけ、関係機関や団体と連携し、輸出先国における残留農薬や包装材に関する規制の情報提供、衛生管理基準を満たす施設整備への補助を行うなど、輸出に取り組む産地を支援してきたところです。

道としましては、引き続き、これらの取組や、輸出が伸びている米国のおにぎり専門店での「ななつぼし」のＰＲに加え、今年度は、新たな輸出先として期待される豪州においてプロモーションを実施するなど、北海道米のさらなる輸出促進を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　環境生活部長天野紀幸君。

○環境生活部長天野紀幸君（登壇）自然公園内におけるヒグマの対策についてでございますが、ヒグマの生息域となる森林や山岳地帯で構成される自然公園を訪れる場合には、ヒグマによる人身事故を防ぐため、出没情報の事前確認や複数人で活動するといった、ヒグマに出会わない行動を取ることが重要でございます。

これまで、道では、国や市町村、関係団体と連携し、訪問者に対する情報発信や啓発活動を行ってきたところであり、昨年の事故等の発生を踏まえ、羅臼岳や大雪山高原温泉地区におきましては、ヒグマリスクに応じた登山道の閉鎖や、山岳環境の専門家である巡視員が同行した集団でのコース利用など、それぞれの実情に応じた安全対策の徹底を図ることとしております。

道といたしましては、こうした事例や国内外の取組を参考にしながら、地域の関係者とともに効果的な対策を不断に検討し、道内の自然公園を安心して利用いただけるよう、引き続き、必要な対策に取り組んでまいります。

○副議長梶谷大志君　総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君（登壇）市町村の広域連携についてでございますが、全国を上回るスピードで人口減少が進行する本道において、市町村の持続的な行財政運営を確保するためには、地域の実情に応じた広域的な連携が重要でございます。

上川管内においては、上川管内地域連携・協創推進会議を令和７年２月に設置し、複数の分野において多様な手法による広域連携の協議を進めてきており、今年度採択された総務省のモデル事業も活用し、市町村ごとに異なる仕事の進め方を共有し、課題の洗い出しなどを行うことで、事務の共通化やシステムの共同調達などに向けた検討を進めているところでございます。

道といたしましては、こうした取組の横展開を図るため、積極的に地域に赴き、先進事例の情

報発信や市町村間の橋渡しを行うことにより、全道において持続可能な行政サービスの提供が可能となるよう取り組んでまいります。

○副議長梶谷大志君　総務部危機管理監髙山圭一君。

○総務部危機管理監髙山圭一君（登壇）防災庁についてでありますが、昨年12月、国において、防災立国の推進に向けた基本方針が決定され、防災庁について、令和８年中の設置を目指すことや、地方機関の設置の検討を進めることが示されたことから、道では、産学官民連携による支援体制をはじめ、首都圏機能のバックアップなど、本道の優位性や、誘致意向を表明した17市町等からの提案を取りまとめた提案書を、本年２月に国へ提出いたしました。

現在、国会において防災庁設置法案が審議されており、その中で、防災庁の地方機関として防災局を置くことが明記されていますが、国では、まず、本年中の防災庁本庁の設置を優先し、取り組んでいくものと承知しております。

道としては、引き続き、防災庁地方機関に関する国からの情報収集に努めるとともに、市長会や町村会、関係市町とも共有を図りながら、必要な対応を進めてまいります。

○副議長梶谷大志君　教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）今津議員の御質問にお答えいたします。

高校教育改革実行計画についてでありますが、広域分散型の本道においては、公立高校は、地域における生徒の修学機会を確保するとともに、持続可能な地域社会のつくり手となる人材を育成する役割を担っており、高等学校教育改革実行計画の策定に当たりましては、生徒の多様な学習ニーズのほか、本道の就業構造や地域特性、人口の将来推計などを踏まえた検討が必要でございます。

こうしたことから、知事部局はもとより、市町村、産業界、大学の参画を得た検討組織を設置し、関係機関と一体となって検討いたしますほか、道民の皆様から広く意見を聴取するなどいたしまして、本道における将来の高校の目指す姿や、中核となる取組などを盛り込んだ計画の策定を目指してまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　今津寛史君の質問は終了いたしました。

渕上綾子君。

○34番渕上綾子君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、順次質問してまいります。

お手元の通告一覧を御覧ください。ネットで御覧の方は、道議会のトップページの「第２回定例会」のバナーを選ぶと通告一覧が出ますので、そちらのほうを御覧ください。

１番と18番は取下げです。

冒頭にですが、議員になって初めての議会から感じていて、昨年の第２回定例会の再質問でも申し上げたのですが、質問に対してかみ合っていない答弁があまりにも頻繁に見受けられます。

答えにくい、あるいは、ネガティブな答弁をすることは避けたいという事情も理解しますが、それでも、質問者が、かみ合う答弁をするよう求めている際には、質問に対して直接の答弁をし

ていただきたいと思います。

初めに、公益信託について伺います。

今年４月から新公益信託が始まりました。公益信託は、契約、遺言により委託者から受託者に託された財産を用いて、受託者が委託者の思いに沿った公益活動を継続的に行う仕組みで、行政庁は内閣総理大臣または都道府県知事で、公益認定等委員会または都道府県の合議制機関の意見に基づいて公益信託を認可します。

道として、申請相談、審査、認可後の監督にどのような体制で臨むのか、担当部署、人員、専門性の確保について伺います。

次に、人口減少、過疎地域、医療、福祉、自然環境保全、文化財保護、災害対応など、北海道特有の課題に対し、新公益信託をどのように活用していくか、市町村とはどのような連携を取っていくか、道民、道内企業、金融機関、士業、ＮＰＯ、公益法人に対し、どのように周知、相談対応を行うのか、伺います。

３番目になります。

防災、減災について。

今年５月、気象庁は、新たな防災気象情報の運用を開始しました。これを受け、道は、市町村の避難情報の発令判断や住民への伝達が混乱なく行われるよう、どのような支援を行っているのか、伺います。

そして、避難情報の発令判断・伝達マニュアルの改正内容を、市町村の実務にどのように浸透させていくのか、道の考えを伺います。

避難所運営ゲーム「Ｄｏはぐ」の145番目のカードで、同性カップルが周囲の視線を恐れて避難所に食料だけを取りに来るという内容があります。道の避難所マニュアルには要配慮者が記載されており、全てを受入れ可能とすることが理想ですが、現実には難しい場合もあります。

道は、避難所一覧を公開していますが、それぞれの避難所でどのような配慮者が受入れ可能かについても掲載することを検討していただきたいと思います。所見を伺います。

４番目です。

地域公共交通の確保について。

近年、地方の交通網をめぐっては、乗務員不足による生活路線の維持困難という状況が生じています。札幌市内でもバスの減便、地方では公営バスまでもが減便に追い込まれ、深刻な課題が顕在化しています。現行の支援だけでは、維持への対応が十分ではありません。

特に、ダイヤ削減により、実質的に往復での利用が難しい地域が発生しており、住民の生活に多大な影響を与えています。

道は、生活路線の維持確保についてどのように取り組んでいくか、伺います。

５番目です。

近年、航空関連産業では、定着率の低さと労働環境の苛酷さという状況が生じています。現場の調査では、資格が必要な航空整備士やグランドハンドリングスタッフの若年層における早期離

職率が高く、結果として、中堅層以上の負担感が激増している実態が顕在化しています。

道は、若手の早期離職と中堅層の負担増の現状をどう認識しているのか伺うとともに、現場で働く人の声をどのように受け止め、労働条件の改善に向け、空港運営会社、航空会社、地上支援スタッフ、市町村と連携し、定着支援や職場環境改善を後押しすべきと考えますが、見解を伺います。

６番目です。

こども家庭庁では、子どもや子育て世代を社会全体で支えるこどもまんなか社会を掲げています。

しかし、一部の強い声で公園が廃止される、用意されていた卒業式の赤飯が、突然、クレームにより廃棄されて防災食になるなど、行政が一部のクレーマーによってゆがめられている事例が見られます。一部の強い声により、子どもを健やかに育むための取組や施設等が萎縮することは、こどもまんなか社会とは言えません。

こどもまんなか社会について、社会に広く啓発していく取組が必要であると思います。道の考えを伺います。

また、近年、住宅地の近くの公園でボール遊びもできないなど、子どもが伸び伸びと外で遊ぶことさえ制限されています。何でも制限した結果、子どもが道路で遊んでいる事例も散見されます。制限するなら、相応の遊べる場所を十分に確保すべきです。

子どもが伸び伸びと外で遊べる環境を確保するよう、こどもまんなかを掲げる道としても市町村に働きかけていくべきと考えますが、所見を伺います。

次に、７番目、ＧＩＤクリニックについて伺います。

性別不合の診療について、道庁のホームページで公開されている病院は僅か２件に減少しました。私の元には、度々、病院情報を希望する問合せが来ています。診断書を出してもらうまで何度も受診する必要があり、道南、道北、道東からの受診は現実的ではありません。

医療機関の数を増やしていくことは急務ですが、今後どのように取り組むか、伺います。

札幌医科大学では、新患受付が延期され、再開のめども立っていません。早期に再開を求めます。

いつ再開するか分からないにもかかわらず、度々、ホームページを確認することを患者に求めるのは、あまりにも不合理です。メール等で受診の再開を通知するなど、対応の改善を求めます。

また、以前よりは改善したとはいえ、予約時期は数か月に一回で、しかも抽せんという状況が続いており、受診枠の拡大を求めます。３点について伺います。

このような状況ですから、道立病院においても数か月に１回でも受診できるように、いつまでも待ちの姿勢ではなく、積極的に取り組んでいただきたいと思います。所見を伺います。

８番目、介護、福祉に関する課題について伺います。

介護職員の処遇改善については、これまで、度々、支援事業が行われています。これらについ

て、給料にあまり反映されていないという指摘がありますが、一方で、事業者としても、職員分に加え、事業所負担分の社保の負担が生じるなどの事情もあります。実際に、これらの事業がどれぐらい給料に反映されたかについて、事業者からはもとより、働いている職員からの意見も聴取することを求めます。所見を伺います。

また、給料への反映について、事業所の説明が十分に職員に伝わっていない、あるいは、納得につながっていない点が見受けられますが、事業者への助言等も含め、介護職員の処遇改善にどのように取り組むか、伺います。

近年、訪問介護について、利用者の重度化に伴う安全確保の難しさという状況が生じています。国の制度では、２人訪問時の報酬加算がありますが、算定要件の難しさや、本人、家族の同意が得にくいということから、実際の現場では十分に使えず、現場からの不安の声も聞かれます。

道は、報酬加算をめぐる現状をどのように認識し、基金の活用可能性も含め、どのような支援策を検討できるかについて見解を伺います。

９番目、重度訪問介護は、重い障がいのある方が地域で暮らしを続けるために不可欠な制度です。

しかし、ヘルパーの確保は極めて難しく、とりわけ広域分散型の北海道では、地域によっては事業所や人材の確保に大きな差があり、家族の負担増や在宅生活の継続困難につながりかねません。

道として、重度訪問介護におけるヘルパー不足の実態をどのように把握し、人材確保、定着支援、夜間・長時間支援体制の整備にどのように取り組むか、見解を伺います。

10番目、重層的支援体制整備事業について伺います。

包括的な相談体制の構築に関し、国の調査では、全国で471市町村が重層的支援体制整備事業を実施している一方、本道における実施自治体数は僅か21と、非常に低い普及状況にとどまっています。

本道における実施率の低さの要因を道としてどのように認識しているか伺うとともに、未実施自治体への課題ヒアリングと、丁寧な伴走支援を強化すべきと考えますが、見解を伺います。

11番目です。

アピアランスケアについて。

がん対策基本法が成立してから20年がたち、がん医療の進歩によって生存率が向上し、治療を受けながら生活したり仕事を続けたりする人も増えています。治療に伴う外見の変化の悩みにどう対応し、支援していくかなど、治療以外の面でも患者の生活を支える取組を進めることが必要です。

アピアランスケアについても、これまで複数の会派から何度も取り上げられており、医療ウィッグ購入費の助成などを国に要望するという答弁からもう６年が経過していますが、いまだ実現していません。

道での助成制度の創設を求めます。所見を伺います。

12番目です。

子どもの医療費無償化について伺います。

子どもの医療費無償化について、鳥取県では、知事が子育て王国鳥取と掲げ、予算を積極的に計上し、段階的に対象範囲を広げ、令和６年から18歳以下の医療費無償化を実現しています。

一方、道では、実施する乳幼児等医療給付事業の対象範囲は限定的です。既に、国は子どもの医療費助成に係る減額調整措置を廃止しています。

少子化が進む北海道において、子育て世帯の支援は急務であり、子どもの医療費無償化に向け、知事の思い切った政治判断により、予算確保の優先順位を上げるべきと考えます。所見を伺います。

13番目です。

労働資料センターについて伺います。

労働資料センターは、官公庁や労働団体、経営者団体などで発行された労働に関する図書や資料が所蔵されており、道はセンターの利用促進を図っています。

昭和中期の古い図書等もあり、紙であるため、劣化の危険があります。また、利用促進を図るのであれば、データ化したほうがアクセスが容易ですし、近年は、ＡＩによる検索が行われるようになり、ネット上にあればヒットします。

そこで、蔵書をデジタルアーカイブ化し、可能なものはホームページ等に掲載することを提案します。所見を伺います。

センター内を撮影してグーグルマップに載せる、あるいは、メタバースをつくるなどして、いつでも、誰でもネット上で来館できるようにする、また、当時の団体を擬人化したキャラクターをつくるなど、工夫次第でネットからリアルへの誘導にもつながります。

今後どのように利用促進を図るか、伺います。

14番目です。

ブルーカラービリオネアについて伺います。

厚生労働省によると、有効求人倍率は、施設介護員で3.09、トラックドライバーで3.2、建設・土木作業員で9.48、一方で、一般事務職は0.3となっています。人がいないというよりは、現場よりもデスクワークが好まれ、求職、求人のミスマッチが起きていることが読み取れます。

しかし、ＡＩの普及によってホワイトカラーの雇用、賃金が圧迫される一方、ＡＩでは代替できない現場の技能職が希少価値を高め、年収1000万円から2000万円超の高収入を得る現象が、主にアメリカから広がっています。

ブルーカラーが高収入となれば、このミスマッチの解消、人材確保にもつながると考えますが、道の認識を伺うとともに、ブルーカラーの収入の向上と人材確保に今後どのように取り組むか、伺います。

また、道教委では、アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成に向け、準備を進めていま

すが、これとも整合すると思います。

道教委の認識と今後の取組について伺います。

次に、15番目、現場で働く人の収入の向上と少子化対策について伺います。

北海道の合計特殊出生率が1.00と報じられました。少子化の原因は、未婚化、価値観の多様化など様々に語られますが、その背景には経済的理由が大きく横たわっており、結婚したい、子どもを持ちたいと望んでも、収入が安定せず、住居費や教育費の負担を考えると踏み出せない状況にあります。

特に、現役世代の大きな一角である現場で働く人の収入が十分に上がらなければ、将来設計は描けません。現場で働く人々の、経営者も含め、収入を底上げし、安心して、結婚、子育てを選択できる社会をつくることが重要ではないでしょうか。道の認識を伺います。

16番目です。

肥料価格の高騰について伺います。

肥料価格の高騰が、本道農業の経営を大きく圧迫しています。ホクレンは、肥料価格を平均で前年対比24.7％も値上げしている一方、農作物の価格はさほど上がっておらず、畑作、酪農、稲作、野菜など、幅広い農家から、このままでは営農継続が厳しいとの切実な声が寄せられています。

特に、てん菜は肥料を多く使うため、作付面積が年々減少し、輪作体系が崩れつつあります。土壌診断や堆肥活用など、自助努力にも限界があります。

道はこれまで各種施策を講じてきていますが、改めて支援を講じるべきと考えます。見解を伺います。

17番目です。

人権について伺います。

人権を侵害する表現は実質的に容認されてしまっているのが現状で、教育や啓発では防ぐことができません。人権を侵害する側に具体的な不利益が生じる規定が必要です。

例えば、鳥取県では、情報プラットフォーム法を補完する形を取って、削除命令、氏名公表、５万円以下の過料を科すことができます。このような他自治体の事例を収集、研究し、道においても過料など実効性のある対策を取ることを求めます。所見を伺います。

教育行政執行方針では、相互に多様性を認め合い、多様な子どもたちを誰一人取り残さない教育を推進するとされており、北海道教育推進計画では、自他を尊重する態度を育成する人権教育が推進されています。

子どもの頃は、学校で、みんな違って、みんないいと教わりますが、学校を出た後、過激なヘイトに触れ、それに飛びつく大人にはなってほしくないものです。

そこで、将来、人権を侵害するヘイターにならないための取組が必要と考えますが、教育長の見解を伺います。

次に、アイヌ政策について伺います。

今年３月に地下歩行空間で行われたアイヌに関するパネル展について、率直に、知事はどのようにお感じになったか、伺います。

次に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画、いわゆるＬＧＢＴ基本計画について伺います。

６月16日に、いわゆるＬＧＢＴ基本計画が内閣府から示されました。この計画により、ＬＧＢＴ理解増進法に規定されている地方公共団体が進めるべき施策、ＳＯＧＩの多様性に関する知識の着実な普及や相談体制の整備が進められるものと考えますが、道は、この計画をどのように受け止め、また、今後、関連する施策をどのように進めていく考えなのか、伺います。

教育においても、基本計画において、ＳＯＧＩの多様性に関する理解の増進や相談体制の充実などに取り組むことについて記載されていますが、道教委の受け止めと、これまでの取組について伺います。

次に、19番目、自転車に関する課題について伺います。

今年４月から自転車への青切符の適用が始まりました。警察庁は、自転車の反則行為を示しています。中には合図不履行というものもありますが、合図の間、片手運転になりますし、突然、右手を横に出されては、自転車のヒヤリ・ハットや、接触事故になりかねません。また、追越し禁止の線区で自転車を追い越せないとなると、自動車が低速運転をすることにより、渋滞を招きかねません。こうした現実的ではないルールについて、あまり厳格に取り締まられるべきではないと思いますが、警察本部長の考えを伺います。

また、道民の意見を伺いながら、現実的でないルールは国に改正を求めるべきと考えます。道の考えを伺います。

20番目、国際交流について伺っていきます。

７月１日から民族団結進歩促進法が施行され、黒竜江省との提携を結んでいる北海道との国際交流はもとより、中国に渡航する道内の観光客や、中国で事業展開をする道内企業、道内在住の留学生への影響も懸念されますが、道の認識を伺います。

また、中国に渡航、駐在する道民の安全確保や、現地法制度に関する情報提供について、道はどのような対応を行っていくか、伺います。

最後に、国際交流の意義や理念について伺います。

北海道は、1980年のカナダ・アルバータ州をはじめとして、マサチューセッツ州、黒竜江省、サハリン州など６か国10地域との姉妹友好提携を結んでおり、これらの地域とは、互恵の精神の下、教育、文化及び経済など幅広い分野での交流が行われています。

また、道議会においても、近年、インド、パラオ、ドイツとの議連や懇話会が立ち上がり、交流が始まっています。

道は、国際交流の意義や、その根底にある理念についてどのように考えているか、伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）渕上議員の質問にお答えいたします。

最初に、訪問介護サービスの報酬算定についてでありますが、訪問介護サービスでは、利用者の方の身体的理由や、暴力行為、著しい迷惑行為が認められる場合などにおいて、利用者の方等に同意を得ていることを要件に、２名分の介護報酬を算定することが可能となっています。

一方、２名によるサービス提供により、利用者の方の負担額が増加することから、同意を得られずに報酬算定に至らない事業所もあるなど、全国的に同様の課題が生じていると認識しています。

道としては、全国一律の制度として適切に対応することが重要と考えていることから、訪問介護員の安全確保等のため、報酬算定要件を見直すなど、必要な改善を国に求めるとともに、利用者の皆様へのチラシの配付や、暴力等のハラスメント対策のための事業所向け講習会の開催などを実施しており、今後とも、介護従事者の方々の安全確保や負担軽減に配慮しながら、利用者の皆様の状況に応じた適切なサービスが提供されるよう取り組んでまいります。

次に、北海道労働資料センターの利用促進についてでありますが、本センターは、官公庁や労働団体から発行された、労働運動や労働行政に関する各種資料や図書などを所蔵し、閲覧の希望に応じて、オンデマンド方式により開館しています。

道では、センターの認知度向上や利用促進に向けて、蔵書の一部に直接触れられるパネル展を開催するとともに、ホームページやＳＮＳを通じて情報発信を行うほか、夏休み中において、予約なしで利用できる終日開館を実施するなどしています。

引き続き、こうした取組を進めるとともに、ホームページの充実のほか、センターの所在地や画像、経路案内が分かりやすく表示されるよう、グーグルマップの活用を検討するなど、センターの一層の利用促進を図ってまいります。

次に、人権政策に関し、まず、人権侵害防止の取組についてでありますが、道では、これまで、北海道人権施策推進基本方針に基づき、関係機関の方々と連携しながら、学校や企業等のあらゆる場を通じた人権教育や啓発、相談窓口の周知などに取り組んできたところであります。

こうした中、インターネット上の誹謗中傷等は、地域の境界なく広がるなど、全国的な対応が必要であり、情報流通プラットフォーム対処法のさらなる実効性の確保が重要との認識の下、誹謗中傷等の拡散を迅速かつ確実に防止するモニタリング体制の構築や、被害者の皆様のための人権救済制度の確立などについて、全国知事会を通じて国に求めているところであります。

今後とも、国や他都府県の動向把握に努め、国に対し、実効性のある人権侵害防止対策の強化を働きかけながら、道の基本方針に基づく取組を着実に進め、全ての人々の人権が尊重される地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、公の施設の利用についてでありますが、地方自治法では、指定管理者を含む地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民の皆様が公の施設を利用することを拒んではならず、また、施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならないとされており、それぞれの自治体において、公序良俗に反する場合といった、利用の不承認とする基準を定め、それぞれの事

案に応じて個別具体に判断されているところでございます。

最後に、道の国際交流についてでありますが、自然条件が類似した北方圏地域は、知恵や技術を学び合うことで、異なる国でも互いを理解し、尊重し合う関係を築き、豊かな北国の暮らしを創造するとの理念で、アルバータ州との交流を開始いたしました。

近年、経済や社会のグローバル化が進展する中、国際交流は、地域での国際理解の促進による多文化共生社会の形成に加え、海外の成長力の取り込みによる本道経済の活性化を進める上で重要な役割を果たしていくものと認識しています。

このため、道としては、姉妹友好提携先と進めてきた文化やスポーツ等での交流に、観光や１次産業等の分野を加えるとともに、北海道の知名度が向上することで、今後、交流拡大が期待される地域との交流を展開するほか、再生可能エネルギーや半導体等、新たな強みを活用し、地域づくりと調和の取れた良質な投資を呼び込むなど、経済交流に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君。

○総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君（登壇）公益信託に関し、まず、業務の体制についてでありますが、令和６年に公益信託に関する法律が改正され、本年４月から、都道府県等が、法令の基準に基づき、公益信託に係る認可、監督を行うこととなったところです。

これを受け、公益信託を希望する団体等があった場合には、公益法人制度を所管する総務部において丁寧な相談対応を行うとともに、大学教授や弁護士などの有識者で構成される北海道公益認定等審議会に認可の是非を諮問し、審議会は、申請内容が法令等に合致していると認める場合は、知事に対して答申し、その上で認可する仕組みとなっております。

また、公益信託開始後において、必要な場合は、受託者に対し、報告徴収や立入検査などを行い、公益信託事務の適正な処理を確保することとしています。

次に、新たな公益信託制度の周知等についてでありますが、公益信託制度の見直しにより、信託の対象となる受託者や受託者が行う公益活動の範囲が拡大されたことなどから、教育や社会福祉の促進、自然環境の保全などの様々な課題の解決や、公益活動の活性化につながることが期待されています。

本年４月の制度施行に先立ち、国において、全国６か所で説明会を開催するとともに、ポスター、リーフレットの配布やＳＮＳにおける動画での情報発信などを行ってきたところです。

また、道においては、ホームページでの制度概要の閲覧や、本庁舎１階でのリーフレットの配架、市町村へのリーフレットの配付などの周知に加え、新たな公益信託制度を利用したい方からの相談に丁寧にアドバイスを行っているところであり、様々な方々に新たな公益信託制度を利用していただけるよう、引き続き適切に対応してまいります。

次に、札幌医科大学のＧＩＤクリニックについてでありますが、本診療には高度な専門性が求められ、全国的にも専門医が限られている中、札医大においては、中心的な役割を担う精神科領

域の医師不足により、令和８年４月以降の新規予約受付を一時的に延期せざるを得ない状況となっているところであり、現在は、既に受診されている方々の診療を継続しつつ、早期の再開に向け、新たな診療体制の構築に取り組んでいると承知しております。

そうした中、札医大では、受診再開時の周知について、ホームページへの掲載に加え、公式ＳＮＳの活用など、患者の方々が迅速かつ容易に情報を確認できるよう、丁寧な情報提供に努めていくこととしています。

また、受診枠の拡大に向けては、まずは現在の診療体制を安定させることが最優先と考えており、その上で、本診療に意欲を持つ医師を育成確保するため、院内外の医師に対して、学会認定医の資格取得や研修会への参加について働きかけを行うなど、今後とも、一人でも多くの方々の診療に対応できる体制の確保に向け、引き続き取り組んでいくこととしています。

○副議長梶谷大志君　総務部危機管理監髙山圭一君。

○総務部危機管理監髙山圭一君（登壇）防災気象情報についてでありますが、先月から、気象庁は新たな防災気象情報の運用を開始し、大雨や土砂災害など、災害対応に応じた情報の名称と警戒レベルの組合せにより、市町村が発令する避難情報と住民が取るべき避難行動が明確化されました。

このため、道では、市町村が避難情報を発令する際の基準や伝達方法のひな形となるマニュアルについて、新たな気象情報に対応して改正し、市町村に示したほか、ホームページ、ＳＮＳ、防災研修会などを通じた制度の周知や、Ｌアラートを活用した避難指示等の伝達訓練、国や市町村と警戒レベルを想定した水防演習を実施したところでございます。

道としては、市町村が災害状況に応じて、適時適切な避難情報の発令が可能となるよう、マニュアルの周知徹底や、実践的な訓練を繰り返し実施しながら、災害対応力の強化に努めてまいります。

次に、避難所についてでありますが、災害により住民が避難を余儀なくされる場合に、被災者のよりどころとなる避難所には、性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず、避難を必要とする全ての方を受け入れることが求められています。

このため、道では、市町村が円滑かつ統一的に避難所運営ができるよう作成した北海道版避難所マニュアルにおいて、開設当初から簡易ベッドやパーティション等の設置に努めることや、高齢者や性的マイノリティーの方々などのニーズに配慮することなどを盛り込み、要配慮者の方々も安心して避難生活を送れる環境の構築に努めています。

道としては、今後とも、マニュアルの周知徹底を図るとともに、市町村や関係機関等と連携協力し、実践的な避難所運営訓練や防災教育の展開を通じて、避難所が被災された全ての方々にとって安心して快適に過ごすことができる場となるよう取り組んでまいります。

○副議長梶谷大志君　総合政策部交通企画監斎藤由彦君。

○総合政策部交通企画監斎藤由彦君（登壇）初めに、地域交通の確保に向けた対応についてでありますが、利用者の減少や人手不足による路線の休廃止が全道に及ぶ中、道では、運転手確保に

向けた就職相談会の実施や、安定的な運行の確保に向けて、利便増進実施計画の策定を通じた国や道による補助のかさ上げや、運転手の実労働時間の軽減などを進めてきたところでありますが、交通空白といった課題が顕在化するなど、本道を取り巻く交通環境は厳しさを増しているものと認識してございます。

道といたしましては、今後、外国人材を含む多様な人材の確保をはじめ、利便性向上等の観点から、詳細な移動実態を把握するためのモビリティーデータの活用や、人手不足などの交通環境の変化に対応した新たな地域交通支援制度の検討などに取り組むほか、デマンド交通等の多様な交通モードを活用した交通空白の解消を進めるなど、持続可能な地域交通の確保に向け取り組んでまいります。

次に、空港業務を担う人材の確保についてでありますが、国内外における航空需要の拡大に対応するためには、空港業務を担う人材を安定的に確保し、空港機能を維持していくことが重要でありますが、増加する利用者への対応などの負担が大きく、離職率が高いといった課題があると認識してございます。

道では、これまで、国や空港関係事業者などで構成される受入れ体制の強化に関するワーキンググループに参画をし、国の補助制度を活用した、作業の負担軽減に資する機材の導入といった職場環境改善や、専門資格取得への支援など、従業員の定着を図る取組を促してきたところでございます。

道といたしましては、離職防止の観点から、航空会社などとも連携し、利用者へ向けたカスタマーハラスメント防止のための啓発を行うなど、引き続き、北海道エアポートはもとより、国や地元自治体、グランドハンドリング事業者とも連携をし、空港業務を担う人材の安定的な確保に向け取り組んでまいります。

○副議長梶谷大志君　保健福祉部子ども応援社会推進監鈴木義和君。

○保健福祉部子ども応援社会推進監鈴木義和君（登壇）まず、こどもまんなか社会の理解促進についてでございますが、道では、これまで大人が中心となってつくってきた社会を、こどもまんなかに変えていくといった基本的な考えの下、地域社会が一体となって子ども施策に取り組む環境を整備するため、昨年４月に北海道こども基本条例を施行し、条例に基づき策定した北海道こども計画の目指す姿に、こどもまんなか社会の実現を掲げてございます。

こうした中、条例の理念や計画の目指す姿を、子どもたちを含む道民の皆様に広く知っていただくため、これまで、デジタルスタンプラリーや、全道の商業施設でのパネル展のほか、５月、11月のこどもまんなか月間において、道内各地で開催された子どもの健やかな育ちを支援する各種イベント等で集中的に広報してきたところであり、今後も、こうした取組を進めることにより、本道の子どもたちが健やかに成長でき、誰もが安心して子育てができる社会の実現に向け取り組んでまいります。

次に、子どもの居場所づくりについてでございますが、子どもが自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、自分らしく社会生活を営むことができるようになるためには、安全で

安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動、外遊びの機会を得ることが重要であると認識してございます。

このため、道では、昨年度スタートさせた北海道こども計画に、子どもの居場所づくりを推進するため、子どもが日々生活する市町村における取組への支援を盛り込んだところであり、今後とも、市町村に対し、子どもの居場所に関する国の補助事業の積極的な活用を促すなどして、身近な地域において、子どもが好きな遊びや体験を積み重ねられる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、子どもの医療費助成についてでございますが、道の乳幼児等医療給付事業は、これまで、経済情勢など、子育て世帯を取り巻く環境の変化に応じて、その都度、対象年齢の引上げや所得制限の緩和など、給付対象範囲を見直してきております。

こうした中、本事業の所得制限につきましては、現在、多くの道内自治体において独自にその制限を撤廃していることに加え、所得制限を設けている自治体からも、道に対し、要望があることなども踏まえ、本年８月から撤廃できるよう、検討を進めております。

なお、子ども医療費助成につきましては、社会保障制度の公平性を確保する観点から、全国どこにいても同じ費用負担で必要な医療を受けられることが望ましいと考えており、道としては、今後とも、全国知事会とも連携しながら、全国一律の助成制度が創設されるよう、国に要請してまいります。

最後に、現場で働く人の収入の向上と少子化対策に関し、若い世代への支援についてでございますが、国が取りまとめたこども未来戦略では、子ども・子育て政策の抜本的な強化を図るため、児童手当の拡充や育児休業中の所得保障を充実するとともに、若年層の所得向上や社会全体の意識改革などの取組を進めることとしており、道としても、所得向上をはじめとした若い世代への支援は重要と認識してございます。

このため、道では、戦略で示された非正規雇用労働者の正社員化に係る処遇改善や、賃上げしやすい環境の整備等に取り組むほか、若い世代の結婚に伴う新生活に要する費用の補助や、自らの健康や働く意義、結婚や子育てなどの将来展望を描き、ライフプランを主体的に考えるためのオンラインセミナー開催に加え、妊産婦等への交通費支援などの経済的負担軽減に取り組むなどしながら、希望する若い世代の方々の誰もが、結婚や出産、子育ての希望をかなえることができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　保健福祉部長竹澤孝夫君。

○保健福祉部長竹澤孝夫君（登壇）初めに、性同一性障がいに関する医療機関の確保についてでございますが、道では、診察や診断等を希望する性同一性障がいの方が適切な情報を得られるよう、定期的に医療機関の調査を行い、公表に同意を得た医療機関名等を道のホームページに掲載しておりますが、診断書の作成や専門的な治療への対応が必要なため、通常診療に支障が生じているなどの理由によりまして、公表を辞退する申出があり、掲載数が減少しているところでござ

います。

性同一性障がいの方が安心して社会生活を送る上で、適切な診療ができる医療機関を確保することは重要でありますことから、道といたしましては、今後、対応可能な診療範囲を明確にした上で、公表することに同意を得られる医療機関の確保に努めますほか、国に対し、性同一性障がいの診療を実施できる医療機関の確保等に関する要望を行うなど、引き続き、性同一性障がいで悩む方々への支援に取り組んでまいります。

次に、介護従事者の処遇改善等についてでございますが、道では、これまで、介護分野の職員の賃上げをはじめ、事業所が行う処遇改善等の取組を支援するため、介護福祉人材確保・職場環境改善等事業を実施しているところであります。

国の実施要綱では、補助対象者は介護事業者であり、申請者の事務負担を軽減する観点から、職員ごとの証明書類などの添付を一律に求めるものではなく、実績報告書により、事業所ごとの賃金改善額などを確認し、また、事業者は、賃金改善を行う方法等について職員に周知することとされております。

道といたしましては、定期的に実施している運営指導などを通じて、事業所の処遇改善や勤務環境などを確認するとともに、現場の声などもお聞きしながら、より多くの事業所に本事業を活用して適切な賃上げや職場環境の改善につなげていただけるよう取り組んでまいります。

次に、重度訪問介護についてでございますが、重度訪問介護は、重い障がいで常に介護を必要とする方に対し、自宅で入浴や食事などを提供するもので、長時間の支援のため、特に人手が必要になるサービスでありますが、道内の重度訪問介護事業所数は、過去５年間で、政令・中核市で増加しているものの、他市町村では減少するなど、地域の状況に相違が見られますほか、生産年齢人口の減少や介護ニーズの増加などにより、働き手の確保が難しくなり、人材確保が喫緊の課題であると認識しております。

こうしたことから、道では、障がい福祉の魅力や、やりがいをＰＲするイベントの開催のほか、職員の処遇改善や職場環境の改善を支援するなどして、人材確保や定着促進に取り組んできたところであり、今後とも、こうした施策を推進しますとともに、業務量に見合った適切な給与水準が確保できるサービス報酬の設定や、人材確保に関する施策の充実を国に要望するなど、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる介護サービス提供体制の確保に取り組んでまいります。

次に、重層的支援体制整備事業についてでございますが、高齢の方や障がいのある方など、相談者の世代、属性にかかわらず、包括的に相談を受け止め、複雑化、複合化した相談事例に対し、関係機関の連携の下で支援を行うこの事業は、市町村の任意事業であることに加え、未実施の市町村からは、取組が進まない理由として、専門職の人材やノウハウの不足、関係機関同士の連携調整が困難などの要因が挙げられているところでございます。

このため、道といたしましては、今後とも、研修会の開催や専門家の派遣による助言に取り組みますほか、実施市町村における関係機関の連携に関する具体的な事例や事業効果の情報提供な

どにより、事業実施を希望する市町村の支援を行うなどして、道内における包括的な支援体制の整備促進が図られるよう取り組んでまいります。

次に、がん患者の方々へのアピアランスケアについてでございますが、医療の進歩により、がんに罹患しても治療を続けながら社会生活を送る方が増加する中、治療に伴う外見の変化に対応し、安心して治療に専念していただくためにも、アピアランスケアは重要であります。

このため、道では、がん診療連携拠点病院等と連携し、アピアランスケアに関する情報の提供や、ウィッグの貸与などに関する相談窓口の充実に努めておりますほか、連携協定の締結企業と、がん患者や経験者の皆様のＱＯＬを向上させるためのフォーラムを開催しているところでございます。

道といたしましては、現在、アピアランスケアに取り組んでいる市町村から、事業効果や課題について御意見を伺いますとともに、患者団体等が参画するがん対策推進委員会において、アピアランスケアのより効果的な取組について議論を重ねながら、助成制度の創設を強く国に働きかけるなどして、がん患者の皆様が安心して生活できるよう、患者の方々やその御家族の皆様に寄り添った支援に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　経済部長水口伸生君。

○経済部長水口伸生君（登壇）初めに、北海道労働資料センターの資料についてでございますが、本センターは、労働法関係図書や労働運動史、機関紙、統計資料など約３万点を所蔵し、それらの分散や消失を防ぐとともに、希望する方々に閲覧いただいているところでございます。

道では、ホームページにセンターを紹介するサイトを設け、蔵書の全てについて検索ができるようにしているほか、特色のある資料については画像や解説を付して紹介を行うなどしており、引き続き、ホームページの利便性向上や情報発信の強化に努めてまいります。

次に、産業人材の確保についてでございますが、人口減少や少子・高齢化が急速に進行する本道においては、求人と求職のミスマッチも相まって、介護や運輸、建設など多くの職種で人手不足が深刻化しており、このうち、例えば、土木・建築業における専門性の高い技能職において、一部、賃金の高い求人も見られると承知しております。

こうした中、道では、高等技術専門学院等において、業界が求める専門的な技術を有する人材の育成に取り組んでおり、修了生が地域で独立して事業を営む例もあるところでございます。

加えて、中小・小規模事業者における人材の確保、定着に資するよう、持続的な賃上げの実現に向けた環境整備を進めているところであり、道といたしましては、引き続き、地域や業界のニーズを踏まえ、国や関係機関と連携し、こうした取組を効率的、効果的に実施しながら、未来を担う人材の育成確保に努めてまいります。

○副議長梶谷大志君　農政部食の安全・みどりの農業推進監野口正浩君。

○農政部食の安全・みどりの農業推進監野口正浩君（登壇）肥料価格の高騰への対応についてでありますが、中東情勢の緊迫化による輸入原料価格の上昇に伴い、ホクレンが、今年度の肥料価

格を平均で24.7％値上げするなど、化学肥料の価格が高騰し、生産者からの、今後の営農に対する不安の声が高まっているものと認識しております。

こうした中、道では、これまで、堆肥の活用など、化学肥料の低減を図る取組を支援してきたほか、本年５月、国に対して影響の緩和に向けた要望を行うとともに、今月８日には、中東情勢に関する農業関係機関・団体連絡会議を開催し、農業現場の現状や国の取組などについて情報の共有を図ったところです。

道としましては、引き続き、関係機関・団体と連携し、肥料価格の動向を注視するとともに、農業経営への影響把握に努め、適時適切に必要な対応を国に求めるなど、農業者が安心して営農を継続できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　環境生活部長天野紀幸君。

○環境生活部長天野紀幸君（登壇）まず初めに、性的マイノリティーの方々に対する理解増進についてでございますが、今月16日に閣議決定された、いわゆるＬＧＢＴ基本計画は、令和５年６月の法律の施行以降、国の関係省庁で構成される連絡会議において、有識者を含めた議論が積み重ねられ、策定されたものと承知しております。

この計画は、性的指向やジェンダーアイデンティティーに係る現状と課題を踏まえ、知識の着実な普及や相談体制の整備など、国、地方公共団体、事業主等が講ずべき施策の基本的考え方や方向性が明らかにされたものと受け止めてございます。

道といたしましては、今後、この計画を踏まえ、国等との役割分担の下、道内の関係機関との連携を強化し、必要な施策について検討を進め、性的マイノリティーの方々が暮らしやすい環境づくりに向け取り組んでまいります。

次に、自転車の交通ルールについてでございますが、自転車事故を防止するためには、本年４月に導入された、いわゆる青切符制度をはじめ、一人一人が交通ルールを正しく理解し、ルールを遵守して安全に運転していただくことが重要でございます。

道では、青切符制度の導入を契機として、自転車事故が多い若者に対する働きかけをはじめ、改めて自転車の交通ルールについて周知を徹底することとし、各種広報媒体を通じた情報発信や駅周辺での啓発、イベント会場でのリーフレットの配付に加え、新たに高校生を対象とした安全教室の開催などに取り組んでおります。

道といたしましては、自転車事故の防止が重要であるとの認識の下、道警察をはじめ、関係団体及び民間事業者と連携して、引き続き、道民の皆様が交通ルールを遵守し、安全に利用いただけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　総合政策部グローバル戦略推進監大矢邦博君。

○総合政策部グローバル戦略推進監大矢邦博君（登壇）中国との交流についてでありますが、本年３月に全国人民代表大会が開催され、５か年計画が承認されたほか、民族団結進歩促進法が制

定されたものと承知をしてございます。

本道にとって、中国は、交流を積み重ねてきた国の一つであり、黒竜江省との友好提携のほか、食や観光など様々な分野での経済交流を進めてきたところでございます。

道としては、今後とも、政府間の動向を注視しながら、上海事務所などの現地関係機関とも連携し、交流事業を適時適切に展開してまいります。

○副議長梶谷大志君　病院事業管理者井上聡巳君。

○病院事業管理者井上聡巳君（登壇）渕上議員の御質問にお答えをいたします。

性別違和に関する道立病院での取組についてでありますが、道立病院では、公立病院としての公共性の確保や経済性の追求に努めながら、広域的な医療や精神科医療、小児高度・専門医療などを提供しておりますが、医師をはじめ、医療従事者の不足が深刻化するなど、取り巻く環境は厳しさを増しており、限られた医療資源を効果的に活用しながら病院機能を維持しているところでございます。

道立病院局といたしましては、専門性が高く、全国的にも数が少ない学会認定医の確保は大変厳しい状況にありますが、性別に違和感を感じられる方が道立病院を受診された場合には、御本人の悩みに向き合い、精神的サポートを行うとともに、専門的な診断や治療が行える他の医療機関を紹介するなど、必要な医療が受けられるよう対応してまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）渕上議員の御質問にお答えいたします。

まず、アドバンスト・エッセンシャルワーカー育成についてでありますが、本道では、社会の様々な機能を支える人材の不足に加え、技術革新、産業構造の変化などに伴い、ＡＩやデジタル技術を活用し、より高い報酬を得ながら、地域産業の課題を解決できる人材、いわゆるアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成が求められていると認識しております。

こうした中、道教委では、国の産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業におきまして、岩見沢農業高校と札幌工業高校を高校改革の先導拠点校として申請したところでございます。

道教委といたしましては、本事業を活用し、知事部局をはじめ、地域の産業界や大学等と連携協働しながら、本道の就業構造などを踏まえた専門高校の機能強化・高度化に取り組み、学科の垣根を越えた学びを取り入れるなどいたしまして、変化の激しい社会にあっても、新たな価値を創造し、本道の地域産業の持続的な発展を支える人材の育成に努めてまいります。

次に、人権教育の推進についてでありますが、子どもたちが多様な人々と協働しながら持続可能な社会のつくり手として成長するためには、学校教育において、児童生徒に、誰に対しても差別や偏見なく、公正、公平に接する態度を育むことや、多様性を尊重する人権意識を高めることなどが重要でございます。

こうした中、各学校では、道徳科を中心に、差別や偏見、情報モラル等に関する学習、中学校

社会科及び高等学校公民科で、ヘイトスピーチの問題や法律等について理解を深める学習、多様な言語、文化、価値観などの異文化理解と多文化共生の考え方が根づくような取組が行われております。

道教委では、今後とも、国の教材や実践事例の提供などを通じて、各学校における人権教育の取組を支援し、児童生徒に基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう取り組んでまいります。

次に、いわゆるＬＧＢＴ基本計画の受け止めなどについてでございますが、全ての人が、生きがいを感じられ、その尊厳が損なわれることなく、多様性が尊重される包摂的な共生社会の実現を目指すため、学校の設置者や学校は、計画に示された取組を着実に進めることが重要でございます。

道教委では、これまで、教職員向けの研修資料を作成、配付し、活用を促進いたしますとともに、教職員や市町村教育委員会の職員等を対象に研修会を実施いたしますほか、各学校において、スクールカウンセラーと連携し、児童生徒が相談しやすい環境の整備に努めるなどしてまいりました。

道教委といたしましては、今後とも、こうした取組を進め、計画推進に係る国の動向を注視しながら、全ての学校において、児童生徒がお互いに多様性を認め合い、人格と個性を尊重し合い、安心して過ごせる環境を整備してまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　警察本部長友井昌宏君。

○警察本部長友井昌宏君（登壇）渕上議員の御質問にお答えをいたします。

自転車の交通ルールについてでありますが、自転車を取り巻く厳しい交通事故情勢を踏まえ、良好な自転車交通秩序を維持するため、本年４月から、自転車への交通反則通告制度が開始されておりますが、道警察では、交通ルールの理解と安全意識の向上を図っていくことが重要であると認識しております。

このため、制度の開始以降も指導、警告を基本とし、悪質、危険な違反は検挙するとの考え方に基づき、指導取締りを実施しており、また、自転車の指導取締りの基本的な考え方等を示した自転車ルールブックの内容を周知しているところであります。

道警察といたしましては、引き続き、悪質、危険な交通違反に重点を置いた指導取締りを推進してまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　渕上綾子君。

○34番渕上綾子君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ答弁をいただきましたが、12点にわたり指摘をしたいと思います。

一つ目に、３番目の防災、減災について。

道は、避難所マニュアルに避難所運営業務チェックリストを掲載し、その中には要配慮者に関

する研修も記載されていますが、民間も含め、避難所運営をする方などまでに伝わっているとは言えない状況で、その結果、質問で述べたＨＵＧゲームのカードのようなことが生じます。

チェックリストの内容が全ての避難所に浸透するよう、市町村に働きかけることを求め、指摘といたします。

６番目のこどもまんなか社会について、私の近所でも、クレームによって、除夜の鐘が廃止されたり、学祭の花火がなくなったり、地域行事に支障が出るなどといったことが起こっています。

地域行事は、子どもの心身の健やかな成長にとって、とても重要です。運営主体は、地域とのもめごとを避けるため、クレーム一つでも中止にすることがあります。

権利が対立する構図ではありますが、あまりにも不寛容としか言いようがないようなクレームは、地域にも社会全体にとっても不利益であり、このようなことが生じないよう広く啓発していただくことを求め、指摘といたします。

子どもの遊び場について、危ないからはさみを持たせないという発想で何もかも制限するのはいかがなものかと思います。

近所の公園でボール遊びもできない社会が、こどもまんなかとはとても言えませんので、子どもの遊び場の確保の在り方について、道有施設の活用も含め、市町村を交え、いま一度考えていただくことを求め、指摘といたします。

７番目、ＧＩＤクリニックについて、道央、道北、道東、道南に少なくとも１か所以上は確保できるように取り組んでいただきたいと思います。

札医大のＧＩＤクリニックの受診再開の通知について、ＳＮＳを活用するとのことでしたけれども、多くの通知に埋もれることを防ぐため、ＧＩＤクリニック専用のアカウントをつくって掲載していただくことを求めます。

診断書を出せる医療機関が僅か１か所しかないからこそ、道立病院で受診できるように求めています。月１回あるいはデマンド開設でもよいので、設置を求め、指摘をいたします。

８番目です。

現在実施中の介護福祉人材確保・職場環境改善等事業について、厚生労働省の資料では、介護職員は最大月額1.9万円相当、介護職員以外も月額1.0万円相当を６か月分補助するということになっています。実際に職員に幾ら支給されたかについて、職員から情報収集をしていただきたいと思います。

また、事業所を通じて賃金を支給すれば、社保と所得税がかかります。例えば、道民生活応援ポイント給付事業と同様に、一時所得として職員に直接給付すれば、それらがかかりませんので、制度の改正を検討するよう国に求めていただきたいと思います。

11番目、アピアランスケアについてですが、国に働きかけるという答弁にとどまりました。国が動かないからこそ、道での助成制度の創設を求めています。できないのであれば、せめて当事者に知事が直接会って話をしてはどうですかと何度も求めています。この点は指摘とします。

12番目、子どもの医療費無償化についてですけれども、子どもの医療費助成について、所得制限が撤廃されるという点は一歩前進と評価します。さらなる拡大を求めることを指摘いたします。

14番目、ブルーカラービリオネアについてですけれども、そういったモデルケースは必ずしも現場職全体の収入の底上げまでにはつながらないかもしれませんが、多くの現場職の方のモチベーションになるとともに、裾野が広がり、人手不足の解消につながるシナリオは十分に想定できます。

アドバンスト・エッセンシャルワーカーがビリオネアになるケースが出てくれば、生徒にとっても魅力のある、夢のある選択になります。海外での事例を収集しながら、まずはアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成に向けて準備を進めていただきたいと思います。

また、同時に、日本においては価格転嫁の在り方が支障となるとの指摘もありますので、この点からも、適切な価格転嫁が行われるよう対策を求めます。

16番目の肥料価格の高騰について、農家や関係団体等から意見を伺い、国の補正予算の動向を注視しながら、改めて支援事業の創設を検討していただきたいと思います。

17番目、人権施策についてですけれども、ヘイト対策について、鳥取県では、鳥取県人権尊重の社会づくり条例の制定、改正を県が主導して行い、説明したところ、特段、反対する議員も県民もいなかったとのことです。一歩踏み出す勇気を持っていただきたいと思います。

国の教材の活用は一つの方法ですが、ヘイトスピーチは外国人に対するヘイトのみを対象としておりまして、そのほかにも、アイヌの人々やトランスジェンダー女性など、様々なヘイトがネットでもリアルでもあふれています。それをまねした子どもや、それを真に受けた無自覚な大人の差別的な言動が、当事者の子どもを包囲し、苦しめます。

このようなことにならないよう、例えばですが、ヤフーコメントにある過激なコメントなど、身近な駄目な事例をあらかじめ知らせておくことでワクチン的な効果になると思いますので、対応していただきたいと思います。

ＬＧＢＴ基本計画について、道及び市町村での相談体制の整備が進むよう取り組んでいただきたいと思います。

ところで、９月の26日、27日に、さっぽろレインボープライドが開催されます。道民生活課のブースも毎年出展されていますので、ぜひとも、知事におかれましては、万障お繰り合わせの上、お越しいただければと思います。

次に、19番目、自転車の交通ルールについて、指導、警告を基本とするとのことでしたので、むやみに取り締まるということはしないものと理解いたしました。

青切符の適用が始まってから、道民はどのように受け止めているのか、道民意識調査や道民生活応援ポイント給付事業のアプリを活用するなどして、意見を把握していただきたいと思います。

最後に、国際交流についてですけれども、国際交流の意義や理念について、ホームページに明

確に示していただきたいと思います。国際交流の意義については、お互いの発展にとどまらず、そのさらに先があると私は考えております。

数年前ですけれども、あるレセプションの際の在札幌韓国領事の挨拶が心に残りました。日本人に石を投げたら同胞に当たるという言葉です。だから、交流は大事であるということでした。石が何を指すのかまでは具体的な話はありませんでしたが、誹謗中傷などの個人的なもの、経済制裁や武力行使など、国によるものなど、幅広く想定されると思います。

友人、知人にその国の人がいれば、差別、排外主義にはならないでしょうし、国同士の人的・経済的交流が深まるほど、経済制裁や武力行使は自国にとっても打撃となりますので、強い抑止力として働きます。

国際交流には、お互いの発展にとどまらず、その先には平和や人権といった深い意義があると私は考えています。皆様はどのようにお考えでしょうか。

以上で質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君　渕上綾子君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後２時49分休憩

午後３時21分開議

○議長伊藤条一君　休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ会議時間を延長いたします。

休憩前の議事を継続いたします。

小林雄志君。

○10番小林雄志君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、順次質問させていただきます。

最初に、大規模災害への備えに関してです。

まず、マイカーによる避難について質問いたします。

昨年７月のカムチャツカ半島沖を震源とする地震では、自家用車を用いた避難による渋滞が道内各地で発生し、報道でも大きく取り上げられました。

我が日高管内においても、新ひだか町静内の中心市街地で、避難車両や路上駐車による交通渋滞が発生し、また、浦河町では、指定避難所の駐車場に入ろうとする車により、渋滞が発生するなどといったケースが見受けられたと聞いております。実際に、私の自宅隣が指定避難所につながる道路ですが、かなりの混雑状況だったと記憶があります。

先日、日高管内各町における地震後の状況を確認したところ、災害時に渋滞の発生しやすい場所については、ホームページや広報誌で地域住民に周知したほか、職員を派遣して、避難してきた車の誘導に当たるなどの対応を取った結果、今年４月の津波警報の際には、多少の混雑はあったものの、渋滞とまでは至らず、一定の改善が図られたということです。

本道の北海道地域防災計画では、第３章第５節「避難対策計画」において、やむを得ない場合を除き、避難のため、車を使用しないこととあることを承知しておりますが、私は、現実的ではないと思います。

というのも、地震や津波など、大規模災害は、当然のことながら、季節や時間を選びません。冬の厳寒期や、雨天や強風など悪天候時、あるいは、早朝や深夜といった時間帯に発生することも多いと思います。また、避難者自身が高齢化世帯あるいは小さな子どもを抱えた世帯なども多い上に、避難所までは歩くには遠い距離、あるいは、相当な急坂を上がる必要があるなど、避難の手段としてマイカーなど自家用車を用いるしかない住民がほとんどだと考えます。

道は、このマイカーなど自家用車による避難についてどのように分析してこられたか、お伺いします。

また、そもそも本道の北海道地域防災計画の見直し、修正を図るべきだと私は思いますが、現実問題として、今後、マイカー避難の迅速化、時短あるいは渋滞解消など、道民の命を守るためにどのような対策を取られるのか、お伺いいたします。

次に、海岸線の保全について伺います。

本道は、四方を海に囲まれており、海岸線延長が非常に長く、我が日高管内におきましても、約150キロメートルの長大な海岸線を有しております。私が管内をマイカーで走る中で、道路沿いの海岸線が崩れているところを度々見受けますし、海岸線に隣接した住宅や道路が、越波や波による浸食、土砂の流出などの被害を受けた地域住民からの連絡もいただいているところでございます。

また、近年、全国各地におきまして、気候変動の影響により、災害が激甚化、頻発化、海岸においても台風や暴風に伴う高波や高潮による甚大な被害が発生しており、今後の台風の強大化など、将来的な沿岸域の自然災害リスクの高まりが懸念されるところです。

このことから、気候変動によって将来予想される影響などを海岸保全の方針や計画に反映することについて、有識者委員会から提言を受け、国が海岸保全基本方針を変更したことから、道は、海岸保全基本計画を見直したと承知しております。

そこで、海岸保全施設の整備について、気候変動の影響を踏まえ、今後どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

次に、漁港機能の確保について伺います。

昨年７月30日のカムチャツカ半島付近の地震、そして、本年４月20日の三陸沖地震、同じく27日の十勝地方南部地震と、地震が続いております。幸いにも道内において人命の喪失に関わるような大きな被害はなかったと承知しておりますが、災害などにより幹線道路が閉鎖された場合などには、漁港を活用した被災地への食料や物資の受入れなどの役割が期待されています。

しかしながら、私の地元である日高管内に目を向けますと、全道の中でも漂砂が著しく、漁港内の航路や泊地への砂の堆積により、漁船の航行に支障を来していることも多い地域でございます。

こうした状況を踏まえますと、災害後に果たす漁港の役割を見据えて、平時から、航路や泊地をはじめ、道内各地の漁港を利用できるようにしておくことが重要と考えますが、道として今後どのように漁港の機能を確保していく考えなのか、お伺いいたします。

次に、病院船の導入についてお伺いいたします。

国が大規模災害時に運用する病院船の派遣が本年１月より可能となりました。病院船とは、政府が民間から借り上げて、官民連携で被災地の治療、移送に当たるフェリーのことです。

被災地の医療機関が逼迫した過去の災害を教訓に、国が平成24年に災害時多目的船、いわゆる病院船に関する調査検討をし、その後、平成25年から令和２年には、政府艦船や民間船舶を活用した訓練の実施をした結果、令和３年６月には、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律が制定され、その方針として、当面、既存船舶を活用した災害医療活動の具体化に取り組むに至ったと承知しております。

現在、国内では、大阪市に本社があり、本道、苫小牧や小樽と、本州の秋田、新潟、敦賀、舞鶴などを結んでいる新日本海フェリーほか、計２社が、政府と病院船運用の協力協定を締結していると承知しております。

災害時には、被災自治体の要請に基づき、政府が借り上げたフェリーの用い方には二つあり、一つは、災害派遣医療チーム、いわゆるＤＭＡＴや日本赤十字社の医療スタッフが乗船し、傷病者を手当てしながら搬送する脱出船として、また、もう一つは、被災地に停泊して活動を行う救護船とする利用方法があり、いずれも派遣に必要なコストは政府負担と理解しております。

私は、四方を海に囲まれて、津波など大規模災害の際には、道路や港湾の損傷が激しく、その機能が失われる可能性の高いであろう本道において、この病院船の活用は有効だと考えます。とりわけ、海岸線に国道のみの唯一の道があり、この道が不通となると、災害発生時に避難、補給するための命の道がない様似町、えりも町を中心に、海に面する日高管内６町においては命を守る船になり得るのではないかと考えています。

そこで、道において、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備、つまり、病院船の活用についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、トラウトサーモン養殖についてです。

海洋環境の変化により、アキサケなど主要魚種の生産が低迷する中、計画的かつ安定的な生産が期待できる養殖への関心が全国的に高まっています。国内養殖サーモンの2026年の生産量は、国の研究者によると、前年比10％増しの３万3000トンから３万4000トンと試算され、民間企業による大規模養殖も増加しているとの報道も見受けられる中、今後、この流れはさらに加速していくのではないかと感じております。

道内においても、トラウトサーモンの海面養殖に取り組む漁業関係者は増えており、私の地元・浦河町においても、一昨年より養殖試験が始まっております。

ただ、事業化に向けては解決すべき課題も多くあると認識しており、養殖生けすなどを整備する初期投資に加え、餌料や種苗の調達などの経費負担が大きいため、コストの縮減が必要であ

り、採算性の向上のためには、大型魚の生産や生残率を向上させるための技術の改良、さらには、ブランド化などにより、高く売るための販売面での工夫も求められています。こういった課題の中でも、今後さらにトラウトサーモン養殖が拡大していくのであれば、将来的に、養殖を行うための種苗自体が不足するような状況が来るのではないかと危惧しています。

浦河町の取組では、道外から種苗を移入しておりますが、ほかにも道外産の種苗を利用している地区があると聞いており、全国的に需要が急増すれば、北海道に種苗が供給されにくくなることも考えられます。そのため、既に民間企業などでは種苗生産施設を拡大する動きが見られるなど、種苗の確保に力を入れ始めています。

道内において、トラウトサーモン養殖を拡大していくためには、養殖事業の根幹である種苗を安定的に確保できるようにしておく必要があると考えますが、道内における種苗の供給状況に関する認識と対応についてお伺いします。

次に、森林土木事業について伺います。

とりわけ、工事発注前３者検討会の実施状況や、振興局との意見交換について伺います。

山地災害防止、森林資源の利用基盤整備、環境保全などを目的に、治山、林道などの土木技術を用いて森林を整備、保全する森林土木事業、その森林土木事業におきまして、とりわけ仮設工や資材運搬などについて、現場施工プロセスを反映した当初設計が受発注者の設計変更の事務軽減につながります。

そのためには、工事発注前３者検討会が大変重要です。工事発注前３者検討会とは、工事発注前に、発注者、設計者、施工者が協働し、計画、設計、施工の各分野の技術的知識を相互に交換することで、それぞれの技術力向上と、設計者における設計成果品の品質向上、施工者における施工現場の効率化を目指すためのものです。

そこで、森林土木事業における工事発注前３者検討会の実施状況をお伺いいたします。

また同時に、各振興局と地元森林土木建設業協会などとの定期的な意見交換会を実施することで、現場の実態や課題を共有することができ、当初設計のより一層の充実を図ることにつながると考えますが、道の考えはいかがでしょうか。

次に、子ども福祉関連民間団体への理解、協力について伺います。

こどもまんなか社会の実現を目指して、昨年４月１日に北海道こども基本条例が施行され、また同時に、北海道こども計画のスタートからも１年と少しが経過しました。

その目指す姿の一つに、こども・若者が個人として尊重され、自分らしく幸せに成長できる地域社会の実現とあり、この目指す姿のために、道庁の担当部局の皆さんも一所懸命に奔走されていることは承知しております。

加えて、こどもまんなか社会の実現に向けては、民間の協力、助力も欠かせません。そんな青少年の健全な発育、成長のために活動されている民間団体として、二つ、例を挙げさせていただきます。

一つ目として、特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター、略してチャイルドライ

ン、これは、子どもたちが人に話を聞いてもらうこと、話すことの大切さに気づき、ＳＯＳを出すことを知り、次に困難に出会ったときには誰かに言ってみようという気持ちを起こすことを目標に、適切な研修を受けたボランティアスタッフが、電話やチャットで気持ちを聞き、一緒に課題と向き合うことで、子どもたちが主体的に考えられるよう支えていくといった活動をされています。

道内では、特定非営利活動法人チャイルドラインほっかいどうとして活動し、令和７年度には、子どもたちからの電話並びにオンラインチャットの総着信数1724回、総通話時間156時間17分となっており、フリーダイヤルやチャットなどの費用、また、対応の質の維持向上のための研修、子どもたちにチャイルドラインを知らせる広報など、活動に際して、昨年度で約270万円の費用がかかり、その費用は会費、個人や企業からの寄附などによって支えられていると伺っております。

また、民間によるもう一つの例として、昨年８月９日に、日高管内平取町で2000名の来場者を集め開催された、こども万博というイベントがございます。民間会社などが中心となり、実行委員会を立ち上げ、共催や後援、協賛には自治体やその教育委員会あるいは民間企業が入り、まさしく官民一体となり、開催されました。具体的な取組としては、こども店長体験、夢スピーチコンテスト、各種仕事体験やワークショップなどがあり、来場者アンケートなどによると、おおむね好評だったと伺っています。

こども万博は、これまでの５年間で、平取町や十勝管内鹿追町など、道内を含む国内で計34回開催され、来場者数９万5000人というイベントになっています。開催の目的として、子どもが未来の自分にわくわくできる社会の実現に向けて、子どもたちの生きる力を育むこととされています。

こども万博を開催するに当たっての原資は、補助金、助成金に加え、企業、個人による寄附となっており、また、運営スタッフは、平取町内で開催の際には、地域や道内外から手弁当で有志が駆けつける一方で、職業体験などで助力いただく方々には、実行委員会が有償でお呼びするパターンが多かったとのことで、予算的にかなり厳しい運営をされています。

道内で活動されている二つの具体的な例を挙げましたが、ほかにもたくさんの民間団体が積極的に活動されています。道は、こどもまんなか社会の実現に向け、これら民間団体の活動に対し、どのような評価、認識をされているのか、お伺いいたします。

また、金銭的サポートも含め、応援していくつもりがあるのかも併せてお伺いいたします。

最後に、道外入学者の受入れ拡大実証事業について伺います。

特例校制度による道外入学者の受入れ拡大実証事業が、今年度実施する入学者選抜から始まると伺っています。この制度は、道内外から集う生徒が本道の高校で３年間を過ごし、学びへの主体性を高め、自らの人生をかじ取りする力を育成する、あるいは、北海道の豊かな教育環境をフィールドとした多様な学びを経験してもらうためなどを目的にしていると承知しております。

このたび、道内の12校が、特例校として、この制度を用いて道外からの入学者の受入れを拡大

する予定であると伺っています。そのうちの１校に、私の地元、浦河高校があります。

先日、浦河高校に伺い、地域の特色を生かした教育活動とも言える、課外活動の一つ、馬術部の活動を視察してまいりました。

浦河高校の馬術部は、昭和49年創部で、高校１年生から３年生まで８名の部員がおります。騎乗するための馬と、そのために整備されたフィールドが必要な部活動のため、練習など活動場所は、町内のＪＲＡ日高育成牧場を利用させていただき、同校の顧問の監督の下、ＪＲＡ職員がボランティアで指導に当たってくださっているとの話を伺いました。また、ＪＲＡの施設ということもあり、部員がサラブレッドに騎乗できる時間は、恐らくどこの馬術部よりも長く、充実しているのではないかとのお話でした。

馬に乗りたい、馬に触れたいなど、道外から生徒が入学し、馬術部をはじめとした、ここでしかできない特色ある充実した学校生活をし、卒業後は、馬の育成など、地域を支える産業に就職するなど、地域にとどまり、生活をしてもらうことができれば、本制度の趣旨の一つでもある、地域の特徴を生かした教育活動を通じて、本道の将来を支える人材を育成し、高校を核とした地域創生を実現することにもなろうかと、私は制度に大いに賛同しております。

そこで、新しく設定された本制度の特徴を伺うとともに、浦河高校など、本制度を取り入れて道外生徒の獲得に尽力されている高校に対し、どのようなサポートを考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

以上で私からの質問は終了いたします。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）小林雄志議員の質問にお答えいたします。

最初に、大規模災害への備えに関し、まず、災害時における自動車避難についてでありますが、昨年７月に発生したカムチャツカ半島付近の地震を踏まえた国の有識者会議において、津波からの避難は、徒歩避難を原則としつつ、やむを得ず自動車で避難せざるを得ない場合、地域による自動車の利用の選定や避難経路の確保など、あらかじめ安全に避難できる方策を検討するよう示されたところであります。

このため、道では、迅速かつ円滑な避難の確保に向けて、地震、津波の専門家の方々を市町村へ派遣し、避難方法等に関する相談や助言を行ってきたほか、北海道開発局や道警のほか、専門家の方々を交え、関係市町村と、渋滞の発生状況や地域における取組を共有するなど、渋滞の発生等の課題解決に向けた取組を進めてきたところであります。

道としては、これまでの津波警報などへの対応を踏まえ、引き続き、専門家の方々の御意見を伺いながら、市町村や防災関係機関と連携し、道民の皆様が安全かつ確実に避難できるよう、災害対策の一層の充実強化に取り組んでまいります。

次に、海岸保全施設の整備についてでありますが、道では、これまで、津波、高潮、波浪などの災害から人命や財産を守るため、被害が発生した海岸を優先するなど、地域の実情を踏まえながら、海岸保全施設の整備や補修等に取り組んできたところであります。

こうした中、近年、気候変動の影響により、自然災害が激甚化、頻発化し、海岸保全施設や沿岸の住宅地への被害の増大が懸念される中、道では、昨年度、海岸保全基本計画を変更し、将来の海面水位の上昇などの影響を考慮した護岸等の計画高などを定めたところであります。

道としては、今後、この新たな計画に基づき、海岸保全施設の整備を順次進めるとともに、適切な維持管理を行い、道民の皆様の安全で安心な暮らしの確保に努めてまいります。

最後に、漁港の機能の確保についてでありますが、水産物の水揚げや流通の拠点となる漁港は、災害時の救援物資の運搬拠点など、様々な多様な機能を有しており、漁村地域において重要な役割を担っています。

近年、自然災害が激甚化、頻発化している中、漁港の機能が将来にわたって十分に発揮されるよう、道では、市町村や漁業関係者の皆様の意見を踏まえながら、岸壁の耐震化などによる防災・減災機能の強化や、老朽化した施設の長寿命化対策を着実に進めているほか、漁船が航行する航路や泊地については、砂の堆積状況や緊急性等に応じて水深を維持するしゅんせつを実施しているところであり、今後とも、漁港施設の計画的な整備や機能の維持確保に取り組み、水産業の振興と災害に強い漁村づくりにつなげてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　総務部危機管理監髙山圭一君。

○総務部危機管理監髙山圭一君（登壇）大規模災害への備えに関し、病院船の活用についてでありますが、道では、地域防災計画において、被災地の医療機能が逼迫し、被災地外の医療機関への搬送や、接岸した船上での救護活動などが必要となった場合、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請すると定めています。

国においては、今年度、大規模災害の発生を想定し、実際の船舶を活用した実動訓練の実施や、医療提供体制の改善充実を図るため、有識者検討会を設けるとともに、様々な課題に関する調査を行うこととしています。

道としては、こうした国の動向を踏まえながら、医療救護活動を担う関係機関と連携を図り、地域防災計画の必要な見直しの検討を行うなど、災害時における船舶を活用した医療が的確かつ迅速に提供できるよう取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　水産林務部森と海の未来づくり推進監近藤将基君。

○水産林務部森と海の未来づくり推進監近藤将基君（登壇）トラウトサーモンの種苗についてでございますが、トラウトサーモン養殖は、本道の16地区で試験的に行われており、道総研水産試験場によりますと、令和７年に使用された種苗約19万尾のうち、半数以上が道外で生産され、全国的にトラウトサーモン養殖への機運が高まっている中、道内で安定的に種苗生産できる体制を構築することが重要と認識しております。

このため、道では、水産試験場や漁業関係者、種苗生産業者等の方々が参加するサーモン養殖勉強会を定期的に開催し、種苗の需給状況などの情報共有や、増産に向けた検討を行うととも

に、サケ・マスの増殖事業団体がトラウトサーモンの種苗を生産する実証試験の取組に支援するなど、道内において、トラウトサーモンを養殖する漁業関係者の方々が種苗を安定的に確保できるよう取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　水産林務部長野村博明君。

○水産林務部長野村博明君（登壇）森林土木事業についてでありますが、技術的に難易度の高い工事箇所の設計業務において、発注者、設計者、施工者の３者が一堂に会し、設計条件や技術的な課題の意見交換を行うことは、それぞれの技術力向上や工事の品質確保につながる重要な取組と認識しております。

このため、振興局において、令和６年度は２現場、７年度は４現場で、工事発注前の３者検討会を実施するとともに、森林土木事業を担当する職員の技術力向上や、当初設計の一層の充実を図ることなどを目的に、各地域の関連団体との意見交換を行ってきたところであります。

道といたしましては、今後も、３者検討会や地域での意見交換会を通じて、事業者と認識を共有し、現場の状況を適切に反映した設計や施工を行うなど、森林土木事業の円滑な実施に努めてまいります。

○議長伊藤条一君　保健福祉部子ども応援社会推進監鈴木義和君。

○保健福祉部子ども応援社会推進監鈴木義和君（登壇）子ども政策の推進に係る団体等との連携についてでございますが、本道におけるこどもまんなか社会の実現に向けては、地域社会が一体となって取り組むことが必要であり、地域で様々な活動を行っている団体等と連携を図ることは大変重要であると認識してございます。

このため、道では、これまで、地域全体で子育てを支援する機運の醸成を図るため、子育て支援活動に意欲的に取り組む団体を表彰してきたほか、民間企業等と連携協定を締結し、子育て支援施策に係る情報発信や子ども食堂等への食材提供に係るマッチング支援などに取り組んでまいりました。

道といたしましては、今後とも、子育て施策の充実に向け、ほっかいどう応援団会議など様々な場を通じて、子育て支援活動などへの協力を呼びかけるとともに、団体等と意見交換しながら、さらなる連携内容の充実を図るなどして、本道の子どもたちが健やかに成長でき、誰もが安心して子育てできるよう取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）小林雄志議員の御質問にお答えいたします。

道外入学者の受入れ拡大実証事業についてでありますが、道立高校における道外生の受入れにつきましては、今年度から、小規模校に限定していたものを緩和いたしますとともに、推薦枠の５％程度としておりました受入れ枠を、地域の理解を得た上で100％まで拡大できるようにする実証事業に取り組むこととし、先般、寮や下宿など、受入れ体制が整備され、地域の支援が見込まれるなどの要件を満たしている学校を特例校として指定したところでございます。

道教委といたしましては、こうした特例校に対し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活

動の充実について指導助言を行いますほか、道外入学者が安全で快適な生活を送るための地域の受入れ体制の充実について、地元自治体と連携させていただきますとともに、新たに道外受検者向けの学校説明会を開催するなどいたしまして、道外から数多くの生徒が進学するよう支援してまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　小林雄志君の質問は終了いたしました。

中川浩利君。

○62番中川浩利君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、順次伺ってまいります。

道政に様々な課題はあれど、知事に最も成果を求めたい、私の心の課題、輝くナンバーワンは、国も我が国最大の課題と位置づけている人口減少への対策であります。

北海道の総人口500万人切りのインパクトもあり、既に、様々、議論がされていますし、昨今は、国も他の都府県も、減少をいかに食い止めるかの抑制策から、どう対応するかの適応策に議論の軸足が移りつつある印象ですが、今回は、本年３月改訂の第３期北海道創生総合戦略にある人口減少のスピード緩和に関連して、数点伺います。

まず、第３期戦略には八つの数値目標及び218のＫＰＩが設定されていますが、肝腎の人口減少をどの程度抑えるのか、人口減少率や、抑えた結果、道内人口を何万人にとどめるのか、総人口数が不明確であります。大目標とすべき最重要項目だと考えますが、未設定とする理由があれば伺います。

また、改訂前のビジョンにある、2040年に460万人から450万人を維持するとの長期展望を成し遂げることが最重要ですが、第３期戦略の終期である2029年度の人口減少率及び道内人口をどの程度にとどめようとするのか、具体的数値を知事に伺います。

次に、本道の合計特殊出生率について、1.00は、いよいよ崖っ縁に立たされた感がありますが、さりとて、本道の持続可能性を高めるための反転攻勢を諦めるわけにはまいりません。

他の都府県との施策や環境の違いを比べるのではなくて、今回はあえて本道の過去から学びを得たいと思いますが、本道の出生率は、ピークから右肩下がりを続けているイメージがあるものの、実は、20年前からの10年間は別で、2005年から2015年にかけて、1.15から1.31まで、0.16ポイントの改善が図られています。そして、その後10年間で0.31ポイント減少し、現在に至りますが、一体、なぜ20年前からの10年間は出生率が上昇トレンドに反転をしたのか。

道の分析を伺うとともに、これをヒントとした出生率向上に資する取組を今後どのように進めるのか、知事の所見を伺います。

次に、総合戦略における各種数値目標のうち、出生率を全国平均まで引き上げるとしていますが、ずばり、この目標は変えるべきだと思います。

本道の出生率1.00は、先ほども言いましたが、崖っ縁。さりとて、1.14の全国平均も相当低く、計画終了年の2029年はさらに下振れしている可能性が極めて高いものと思われます。

本道が全都道府県中ワースト２位だからと、まずは全国並みでとの思考で目標を設定した気持

ちは分からなくはないですが、ぐにゃぐにゃと下に動く目標では、戦略で言う緩和の取組自体を緩和することにほかなりません。

要は、目標とする数値は、相対的なものから絶対的なもの、例えば、2029年に1.10、次期戦略の終期となる2034年は1.15などに見直して、産官学金労言士、道民の皆さんと共有して取組を進めるべきだと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、自転車利活用推進計画について伺います。

本年５月29日、自転車活用推進法に基づく第３次自転車活用推進計画が閣議決定をされ、推進計画に初めてビジョンが提示をされました。それは、「安全・快適に自転車を活用できる環境の実現により、自転車交通の役割を拡大し、人と地域が調和した豊かに暮らせる持続可能な社会を目指す」というもので、自転車活用により、目指す社会像や、自転車が貢献すべき姿が分かりやすく示されているというふうに思っています。

一方、本年３月に策定された本道の第３期計画におけるめざす姿、「安心して走れる道と、みんなで守るルールで安全に、もっと楽しく快適に自転車を利用できる北海道を目指します。『高まる安全性！深まる安心感！広がる自転車∞北海道！！』」では、実現したい社会像が見えてまいりません。

また、国の推進計画では、14項目の指標が設定をされており、例えば、自転車分担率、自転車利用率、ヘルメット着用率、自転車損害賠償責任保険の加入率等ですが、道の計画にそうした指標は見当たらず、これでは、約５か年にわたる計画推進期間中の進捗管理や、計画終了後の評価も困難になると思います。

そこで、国の計画が後から出たので大変かとは思いますが、道の自転車利活用推進計画について、国の計画と平仄を合わせる形でのビジョンの見直し及び指標の設定を行うよう求めますが、いかがでしょうか、知事の所見を伺います。

次に、本年４月より、16歳以上を対象とした自転車の交通違反への交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が始まりました。実効性を伴う制裁の制度として十分に機能し、今後、交通事故や悪質な交通違反が減少することを期待するところです。

一方、私は、この４月から急激に増加をした、車道を走行する模範的自転車ドライバーの横を車で通過する際に、不慣れもあって、何かおっかないなあと感じつつ、かなり大きく中央車線側によけて運転する場面が増えました。特に、天候が悪いとき、風が強いとき、雨天時などのバッドコンディションでの擦れ違いではなおさらですが、この議場におられる皆様はどう考えますか。

さて、御承知のとおり、道交法で、自転車は、今も昔も、例外を除き、車道を通行しなければなりません。私も、法の求めとして、車両である自転車が車道を通る原則は当然で、歩行者の安全確保の面ではベターだと思いますが、では、一方で、本道の車道は自転車が安全に走れる設計となっているのでしょうか。

そこで、自転車専用レーンや自転車道の整備状況など、推進計画で言うところの、安全で快適

な自転車利用環境創出に関し、道内の現状を確認するとともに、今後の取組について、知事の所見を伺います。

次に、自転車通行空間の整備に関し、令和６年に、国交省と警察庁より、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインが示されています。この趣旨に沿った形で、市町村ごとの自転車ネットワーク計画の策定と、空間の整備がどんどん進めばよいのですが、残念ながら、予算の制約の中で時間も相当かかるとあっては、現状できる範囲での、安全に資する現実的な対応を様々考え、実践していくより仕方がありません。

例えば、東京など大都市圏と違い、北海道には、町なかであっても、歩道がだだっ広くて見通しがよく、歩行者も頻繁には通行しない道路も多くあるのですから、自転車が歩道を利用できる例外規定の一つである自転車通行可の歩道の規制について、もちろんこれは危険度を勘案した上で、地域や道路管理者、道警、公安委員会等で連携し、再検討すべきだと考えます。

特に、原則、道路通行の例外である13歳未満から外れる、13歳以上の中高生、大学生が通う学校につながる道路などで、歩道を利用するほうが生徒、学生にとって安全だと思われる場面も非常に多く、実際、2025年の交通事故統計によると、全国で自転車と歩行者の事故件数、これは増加傾向とはいえ、3269件に対し、自転車と自動車の事故件数、これは５万1093件と、15倍以上にも上っていますし、歩行者が自転車とぶつかる場合と、自転車が自動車とぶつかる場合で、どちらのダメージが深刻かは言わずもがなであります。

そこで、道路利用の実態に合わせた自転車及び歩行者専用標識のさらなる規制について、警察本部長の所見を伺います。

また、自転車が道路を安全に通行するために、より厳しく路上駐車を取り締まる必要があると思います。とりわけ、自転車レーンが配送車両などの路上駐停車によって走行帯が塞がれるケースは、自転車は、レーンから車道に飛び出すか、歩道に退避するしかなく、いずれも大きな危険を伴うことから、その解消が急がれます。

そこで、自転車が安全に走行するための路上駐車の解消にどう取り組むのか、併せて警察本部長に伺います。

次に、中東情勢に関連し、物価やエネルギー価格高騰への対応、供給・流通面での目詰まり解消等に関する議論は既に多くされていますが、少し目線を変えて、この機会を石油依存からの転換を促す契機とする観点で伺います。

道からは、明日、中東情勢等を踏まえた追加補正予算が正式提案される予定ですが、他都県の事例として、兵庫県では、この６月議会に、小売店やスーパー等が紙容器や生分解性プラスチックへの転換を図る際の差額を支援したり、ディスペンサーなどの量り売りへの転換に必要な資材購入への補助を行うプラスチック包装削減モデル事業が補正提案され、また、東京都では、エネルギー構造の転換等に向けた先駆的施策として、それに対する173億円の予算が提案をされています。

道においても、例えば、ごみ袋の供給不足に対応するため、ごみの量そのものを減らすための

コンポスト等への支援や、リデュース、リユース、リサイクルの３Ｒ推進の強化、プラスチックに依存し過ぎない消費行動への転換など、今後のエネルギー危機にも備えるための、将来を見据えた観点での対策を講じるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、観光政策です。

本年４月に道宿泊税が導入され、２か月余りが経過しました。これまでの議論で、我が会派は、スポーツ大会や合宿等の宿泊に対する配慮を求め、支援に関しては使途の中で整理する事項とされた経緯がありますが、その後の検討状況について、知事に伺います。

また、現在は課税免除の対象外である児童生徒によるスポーツ大会、合宿での宿泊について、道が標榜するスポーツ王国・北海道の取組との整合等を考えると、気が早いのかもしれませんが、次回の見直しで課税免除とする方向での検討をお願いしたいのですが、知事の所見を伺います。

次に、知事は、本年度の当初予算に関する記者発表の際などに、宿泊客の大半を占める道民の皆様に、さらに道内旅行を楽しんでいただけるよう取り組むと述べ、事業者向けの施策が目立った宿泊税充当事業以外にも、道民向けの施策を措置した旨、強調していました。

しかし、道民向けを含む国内外向けプロモーション経費として知事が挙げた誘客促進強化事業費約９億円は、道民や宿泊事業者に、直接、恩恵が及ばない、あるいは、具体的効果をはかれない事業であって、この内容をもって道民向けの事業ですとの説明はいかがなものかと思います。

近年、インバウンド向けの高級ホテルやアクティビティーが充実する一方で、これまで宿泊業界を下支えしてきた道民の宿泊者数は減少の一途をたどっており、今後、インバウンドへの恩恵に偏重した観光政策が続けば、宿泊税収の先細りや、道民の宿泊体験の喪失、道民自身が北海道の魅力を知る機会の減少も危惧するところであります。

そこで、道民向けの今後の観光施策の在り方について、知事の所見を伺います。

次に、農政課題、米政策について伺います。

今国会で成立する見通しの食糧法改正案ですが、その主要な内容は、米などの流通の実態把握、生産調整方針の廃止、備蓄制度の見直しとなっており、令和の米騒動と言われる一連の米問題への対応の一環として、今回の食糧法の改正を見たとの政府の説明ですが、単に、この間の反省に立った善後策を飛び越え、令和９年度以降実施される水田政策の内容を一部先取りしたような、戦後農政の一大転換とも言える内容を含んでいると思うところであります。

そこで、この食糧法の改正が、道内農業者にとっていかなる影響があるのか、以下、伺ってまいります。

まず、生産調整方針の廃止についてです。

国では、既に、生産調整は行わない、自由に米生産を行ってよいというのが建前ですが、実際は、道や市町村などの自治体、生産者団体等が、政府の出した需給の見通しに沿って、大変な苦労をしながら調整を行い、需要に応じた生産を行っており、その際には、水田活用の直接支払交付金等、様々な施策を活用し、生産者に働きかけ、努力してきたことにより、需要に応じた数量

の生産を実施してきております。

生産調整に関して様々な議論があることも承知しますが、結果として、適正な米の生産量を確保することで、米の一定の価格を維持し、農家経営を支えるとともに、もう一方では、消費者にも適切な米の供給が、この間、実現できたものと思います。

今回の改正で、法文上、生産調整は削除され、国の責務としては、需給の見通しの策定、公表、これは法第２条関係、及び、米穀の新たな需要の開拓や輸出の促進、これは法第５条第４項変わりますし、また、水活なども、令和９年度以降、新しい水田政策に引き継がれていくことになります。

自治体の責務はというと、区域内の需給の見通しその他の当該区域における米穀の生産者による需要に応じた生産に資する情報の提供を行うよう努める、法第５条第３項と、国と同様に情報の提供というふうになりますが、果たして、国が言っている、需要に応じた生産が、これらの施策のみで実現をし、農業経営が持続可能となるのか、知事の所見を伺います。

次に、昨年は、作付が拡大基調で推移した結果、新潟県１県分に相当する主食用米作付面積の拡大により、大幅な増産となりました。また、その結果として、現在も米価は弱含みの展開となっており、今年の出来秋前の６月期末在庫が、政府による備蓄米の買入れ等の手法により、果たして適正と言われる民間在庫180万トンから200万トンに収めることができるのか、注視をしているところであります。

本年の作付意向を見ても、大幅な増産基調が維持をされており、現在の状況のまま、何も施策が打たれない場合、主食用米のだぶつきと米価の相当な下落、あわせて、農家経営の行き詰まりも懸念されますが、こうした事態が現実とならないための対策について、道の所見を伺います。

次に、今次の食糧法改正では、米の民間備蓄制度を導入し、民間備蓄部分は回転備蓄として検討されていると承知します。

全体の備蓄量100万トンは維持され、そのうち、20万トン部分が民間備蓄に移行されますが、これまでは、備蓄は全て市場から隔離された棚上げ備蓄制度として運用されてきた中で、主食用米需要から隔離されてきた20万トン、これが市場に戻ることによる影響を道はどのように考えるのか、所見を伺います。

また、農業者や農地の減少により、遠くない将来、主食用米でさえ、我が国の需要を我が国生産者で賄うことが困難になると考えます。だからこそ、今、農業をいかに支えるのかは最重要課題であり、全国的に需要を賄えないそのときに、他の府県では備蓄を作る供給余力は既にないものと想定すると、必然的に本道農業の重要性がより高まることが想起をされます。

こうしたことも念頭に置きながら、改めて、本道の農業者、米生産者をいかに支えていくのか、知事に伺います。

次に、食料の輸入に関し、２問伺います。

先週17日、フランス開催のＧ７が閉幕しました。その前日、16日に、高市首相は、ブラジルのルラ大統領と会談し、南米南部共同市場 ―― メルコスールとの経済連携協定 ―― ＥＰＡ締結に

向けた交渉入りで合意しましたが、南米南部の地域は、牛肉の生産量、輸出量の世界上位にあるブラジルやアルゼンチン、ウルグアイやパラグアイが存在し、また、鶏肉はブラジルが我が国輸入量の約70％を既に占めています。

仮に、このＥＰＡ加盟により、関税率の削減や撤廃、あるいは、アルゼンチンの一部地域とウルグアイのみ牛肉輸入を解禁しているものが、これが全て解禁となった場合、本道農業への様々な影響が懸念されますが、道は、これらの政府の動きに対し、何らかの懸念や要請を伝えているのでしょうか、また、本道への影響に対する試算などを行っているのか、伺います。

また、南米産の牛肉は、赤身の家庭向け、業者向けの比較的リーズナブルな価格帯のものがメインとなり、したがい、比較的高価格帯のブランド牛生産とはバッティングせずとも、ホルスタインの廃用牛やＦ１などとの市場競合が起こり得るのではないかと想像できます。

結果として、酪農生産者への影響が想起され、本道全体にとっても、決して少なくない影響が懸念されますが、今後の対応等について、併せて所見を伺います。

最後に、ジャガイモについてです。

５月下旬、米国政府がバレイショ生塊茎の輸入解禁を日本に求め、これらを政府が検討しているとの報道がありました。

バレイショについては、シロシストセンチュウ等の病害虫の国内蔓延防止の観点から、チップス原料としての加工用バレイショの輸入のみが許されておりますが、さきのメルコスール同様、バレイショ生塊茎の輸入は、国内の生産農家への大きな影響が懸念されるところ、道は、これらの動きに対し、国へ何らかの要請等を行ってきたのか、伺います。

また、現実に解禁された場合の本道生産者への影響に対する所見を伺うとともに、万が一、輸入が解禁された場合のダメージを農業者のみに強いることはあってはならず、国に対して実効性ある政策の実現を求めた上で、とはいえ、それが不十分である場合の責任は道も負うべきであり、負担を分かち合う意味での農業者への支援は必須であると考えますけれども、併せて知事の所見を伺い、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）中川議員の御質問にお答えいたします。

最初に、人口の将来見通しについてでありますが、道がこれまで策定した北海道人口ビジョンでは、国の長期ビジョンと同じく、将来の出生率が、2030年までに1.8、2040年までに2.07まで回復すると仮定した場合の将来人口の見通しを示してまいりましたが、昨年３月の人口ビジョンの改訂では、本道の厳しい現状を直視し、強い危機感を持って対策を進めるため、国の研究機関の算出方法に基づき推計しており、現行戦略の終了翌年に当たる2030年の人口を約479万人と見込んでいます。

北海道創生総合戦略においては、社会増減数など八つの数値目標と、女性の就業率など218の重要業績評価指標、いわゆるＫＰＩを設定しており、これら全体を推進管理することにより、関連施策の見直しなどによる効果的な推進を図りながら、総合戦略が目指す姿である、一人一人が

豊かで安心して住み続けられる地域づくりを進めてまいります。

次に、道民向けの観光施策についてでありますが、第６期北海道観光のくにづくり行動計画においては、道民に愛され世界から選ばれる「観光立国・北海道」をめざす姿とし、道民の皆様の道内旅行意欲の喚起や旅行機会の創出を盛り込んだところであります。

道では、これまで、観光関連事業者の方々と連携したプロモーションなどにより旅行需要の喚起を進めてきたほか、休暇の拡大といった働き方改革が進む中、経済団体や企業に対し、従業員の方々の休暇取得の働きかけを行い、福利厚生団体等とも連携した余暇の充実や、子どもの体験機会の創出などを通じ、道民の皆様への道内旅行の促進に取り組んでおります。

今年度からは、地元の子どもたちを対象とした、職業としての観光産業への関心を持ってもらうためのモニターツアー等を行い、こうした観点からも、地域への愛着や誇りを醸成し、北海道の魅力の理解促進などを行いつつ、道民に愛される観光立国・北海道の実現に向け取り組んでまいります。

次に、農業政策に関し、まず、食糧法の改正についてでありますが、国は、米の需要を拡大し、これに応じた生産を推進するため、生産調整方針を廃止するなど、食糧法の改正を進めていると承知しています。

道では、これまで、関係機関や団体の皆様と連携し、全国の需給見通しや産地の作付意向、北海道米の販売計画等を踏まえ、主食用米はもとより、加工用や輸出用など、多様なニーズに応じた米作りを進めてきたところであります。

道としては、今後とも、国の施策を効果的に活用しながら、需要に応じた米生産に取り組むとともに、食糧法の改正による生産者の方々への影響を注視しつつ、国に対し、需給見通しの精度向上や、令和９年度からの水田政策が地域の実情を踏まえたものとなるよう求めるなど、将来にわたり、生産者の方々が安心して営農に取り組めるよう努めてまいります。

最後に、メルコスールとの交渉についてでありますが、今般、国において交渉入りが表明された経済連携協定について、地域からは本道農業への影響を懸念する声が上がっているものの、現時点では、具体的な交渉は開始されておらず、影響を見通すことは困難な状況にあると認識しています。

道では、我が国の食料供給地域としての役割を着実に果たしていくため、いかなる国際交渉にあっても、本道農業が持続的に発展していけるよう、本道の重要品目である農畜産物に対する必要な国境措置の確保と交渉内容の丁寧な説明を、これまでも国に対して求めてきたところであります。

道としては、今後とも、交渉の動向を注視しながら、生産者をはじめ、関係者の皆様が不安を抱くことのないよう、関係機関・団体の方々とも連携の上、国に万全な対応を求めるなど、日本の食を力強く支える豊かな農業、農村の実現に向け取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　保健福祉部子ども応援社会推進監鈴木義和君。

○保健福祉部子ども応援社会推進監鈴木義和君（登壇）第３期北海道創生総合戦略に関しまして、合計特殊出生率などについてでございますが、全国の合計特殊出生率は、2005年から2015年までの間、上昇しており、厚生労働白書では、子育て支援サービスの充実や若者の雇用環境の改善のほか、出産・育児休業が取りやすい環境づくりなどを着実に前進させた結果、この間に30代女性の出産が増えたことが要因の一つであると分析しておりまして、道内でも、同様の理由により上昇したものと考えられますが、低下傾向が続いている現状の要因としては、若い世代の方々の未婚化、晩婚化の進行や、経済的な不安など、様々な背景が複雑に重なり合っているものと考えております。

道といたしましては、昨年度スタートしたこども計画に基づく少子化対策を含めた関連施策を、こども施策審議会からの御意見も伺いながら効果的に展開し、子育て支援策や仕事と育児の両立支援の充実など、希望する誰もが結婚や子どもを産み育てることができるよう取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君（登壇）初めに、北海道創生総合戦略の目標設定についてでございますが、合計特殊出生率については、北海道こども計画に掲げる目標値と同様に設定をしており、こども計画の前身となる第３期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の策定時に、合計特殊出生率が全国でも低い状況で推移していることを踏まえ、全国平均との乖離を縮小し、全国水準まで引き上げることを中期的な目標として設定いたしました。

道といたしましては、こうした中期的な目標の下、施策の効果的な推進を図り、こども施策審議会や北海道創生協議会の御意見をお伺いしながら、関連施策を不断に見直すなど、安心して子どもを産み育てられる環境の整備などに取り組んでまいります。

次に、第３期北海道自転車利活用推進計画についてでございますが、この計画は、北海道総合計画の特定分野別計画と位置づけられており、本計画のめざす姿では、総合計画が掲げる、地域の個性と魅力を生かした地域づくりの実現に向け、本道における自転車の利活用を安全かつ快適に推進する観点から、展開方向をお示ししているところでございます。

計画の策定においては、市町村や関係団体の御意見を広くお伺いするとともに、国の計画の方向性も踏まえたところであり、その推進に当たっては、計画の実効性が高まるよう、関連する取組について、ＰＤＣＡサイクルに基づき、政策評価と連動して推進管理を行うほか、毎年、外部関係者も含めて情報を共有し、今後の取組方向について意見交換を行っております。

今後とも、計画の取組状況の分かりやすい発信に努めるとともに、次期計画に向けて、指標も含め、より効果的な推進管理について検討してまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　建設部長関俊一君。

○建設部長関俊一君（登壇）自転車の利活用に関し、自転車道の整備などについてであります

が、安全で快適な自転車の利用環境を実現するためには、国、道、市町村、道警察など関係機関が連携して、良好な走行環境の整備に取り組むことが必要です。

道では、これまで、大規模自転車道の整備や市街地の路肩拡幅などを進めてきたほか、市町村が策定した自転車ネットワーク計画に基づき、各道路管理者と連携し、青色の矢羽根型路面標示を、国、道及び８市町村、合わせて約480キロメートルの整備などにも取り組んできたところです。

道といたしましては、引き続き、大規模自転車道などの整備を進めますとともに、国や市町村等との連携を一層強化し、安全、快適な自転車通行空間の整備に取り組み、自転車利用者等の安全確保に努めてまいります。

○議長伊藤条一君　環境生活部長天野紀幸君。

○環境生活部長天野紀幸君（登壇）プラスチック製品の使用などについてでございますが、中東情勢を契機に石油製品に対する関心が一層高まる中、持続可能な循環型社会の形成に向け、石油を原料とするプラスチックの使用量を削減し、限りある資源を有効に活用していくことは重要と認識してございます。

道では、これまで、道民の皆様の行動変容に向け、リサイクル製品の普及、３Ｒの啓発を図る展示会やセミナー等を開催するほか、事業者の皆様に対しても、再資源化設備の整備や技術開発に対する支援などにも努めてきたところでございます。

こうした中、国では、循環型社会の形成の取組を加速していくため、本年３月に、リユースに加え、シェアリングやリペアの活用等を積極的に進める方針を打ち出したところであり、道といたしましても、中東情勢を踏まえ、こうした国の取組とも呼応し、プラスチック使用量の削減に向けて、様々な機会を捉えて普及啓発を行うなど、道民の皆様の行動変容の裾野の拡大に向けた取組を進めてまいります。

○議長伊藤条一君　経済部観光振興監後藤知佳子君。

○経済部観光振興監後藤知佳子君（登壇）スポーツ大会や合宿等の宿泊への支援についてでありますが、道では、宿泊税充当施策が地域の課題や実態に即した施策となるよう、税導入後においても継続的に具体的な使途を検討することが重要との認識の下、先般、道内23か所で市町村や事業者の方々との意見交換会を実施しており、その中では、スポーツ大会や合宿に係る経費の一部補助などを求める御意見もあったところでございます。

道では、今年度、新たに、宿泊事業者等が合宿などで長期宿泊される方々に対応するために行う設備導入などを支援するため、宿泊税を活用した補助事業を創設したところであり、今後も、合宿などを目的とした宿泊者等の御意見もお伺いしながら、必要な施策を検討してまいります。

また、道の宿泊税条例は、施行後５年ごとに条例の規定を検討した上で必要な措置を講ずることとしており、今後、様々な意見や地域の実情、公益性等を踏まえ、本道観光の振興に必要な制度の在り方について検討を深め、適切に対応してまいります。

○議長伊藤条一君　農政部長鈴木賢一君。

○農政部長鈴木賢一君（登壇）まず初めに、米価についてでございますが、国が先般公表した米の需給見通しでは、今後の民間在庫量が適正水準を大きく上回る見通しとされているほか、米取引関係者の調査においても需給は緩和傾向にあるとされ、生産現場からは価格の下落を強く懸念する声があると承知してございます。

米の価格は、需給の状況や品質の評価などが反映され、市場で決まるものであり、現時点で今後の動向を見通すことは困難でありますが、今後、道といたしましては、米の需給や本年産米の生育状況などを注視するほか、北海道米の消費拡大に積極的に取り組むとともに、国に対し、需要に応じた生産が図られるよう、実効性のある対策や、米価の下落による収入減少に対応可能なセーフティーネットの構築を求めるなど、需給と価格の安定に向けて取り組んでまいります。

次に、米の備蓄制度についてでございますが、現在、国において検討が進められている民間備蓄制度は、通常の民間取引で流通している米の一定量を備蓄するものであり、平時には通常どおり市場で販売されることから、米価などへの影響はないものと想定しておりますが、道といたしましては、今後とも、米に関する動向を注視していく考えでございます。

また、全国的に農業者の減少や高齢化が進行する中、大規模で専業的な農業を展開する本道が果たす役割はますます大きくなってきており、道では、農地の大区画化やスマート農業技術の導入などへの支援を通じ、経営の体質強化を図っているところでございます。

道といたしましては、今後とも、こうした取組に加え、国に対し、セーフティーネットの構築や十分な予算の確保を求めるなど、北海道米の安定生産・供給を担う生産者の皆様方が将来にわたって営農に取り組めるよう、本道の稲作農業の持続的な発展に努めてまいります。

最後に、バレイショ生塊茎の輸入についてでございますが、我が国への輸入が制限されているバレイショについては、現在、米国産のポテトチップス用に限り、条件つきの輸入が認められている中、先日、バレイショ生塊茎の輸入解禁に向けた手続が前進するとの報道があったと承知してございます。

バレイショ生塊茎の輸入につきましては、生産者をはじめとする多くの関係者から不安の声が寄せられているほか、本道のバレイショ生産に影響を及ぼすことが懸念されていることから、道では、これまで、国に対し、輪作体系を基本とした本道の畑作農業に支障を来さないよう、また、植物防疫上の観点からも慎重な対応を求めてきたところであります。

道といたしましては、国に対し、これまでの経過や手続の状況などについて丁寧な説明を求めますとともに、国の動向を注視しながら、関係機関・団体の方々とも連携の上、課題の把握や対応の検討に努めてまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　警察本部長友井昌宏君。

○警察本部長友井昌宏君（登壇）中川議員の御質問にお答えをいたします。

自転車の通行空間の整備等についてでありますが、交通の安全と円滑を図るためには、自転車、歩行者、自動車の通行空間を適切に分離することが重要であり、道警察では、歩道の幅員や

歩行者の交通量を踏まえ、道路管理者と連携し、地域の実情に応じた普通自転車歩道通行可規制を実施してきたところであります。

一方で、自転車は車道通行が原則であるため、自転車が安全に車道を走行できるよう、道路管理者と連携した矢羽根型路面標示の設置等により、自転車通行空間の整備を進めているほか、違法駐車により交通の安全と円滑が著しく阻害されている路線を重点路線等として指定しまして、警察官や駐車監視員による指導取締りを行っております。

普通自転車歩道通行可も含め、交通規制の適否はケース・バイ・ケースで判断することとなりますので、道警察といたしましては、引き続き、交通実態等を踏まえた適切な交通規制や、道路管理者と連携した自転車の通行空間の整備を推進するとともに、全ての道路利用者の安全に資する路上駐車対策にも取り組み、安全で安心して自転車を利用できる道路環境の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　中川浩利君。

○62番中川浩利君（登壇・拍手）（発言する者あり）指摘を交え、再質問をいたします。

まず、創生総合戦略で明らかにされていない人口減少率や戦略終了時の総人口をどの程度にとどめることが道の目標なのか伺ったところ、知事は、国の機関、これは社人研だと思いますが、ここが2030年に約479万人と見込んでいると、よその推計をそのまま引用した数値を述べました。この社人研の推計が道の目標と考えてよいのか、それを確認します。

また、それが違うということであれば、道の目標を再度伺いますし、特に目標がないということなら、そういうふうにお答えいただいて結構でありますけれども、細かい指標――ＫＰＩが218もあって、大目標とすべき総人口、こういった目標がないということは解消すべきではないかというふうに思います。

先ほども、知事は、人口減少の課題に対しては不断に政策を見直していくというふうにおっしゃっていましたし、人口減少対策に対する手段と目的ということで言いますと、手段については、様々、ＫＰＩも示してつくって、指標がいっぱいあるのに、肝腎の目的となっている人口抑制、その数値、それが不明確では、せっかくの総合戦略も画竜点睛を欠くと愚考いたします。

ちなみに、47都道府県のうち、青森、岩手、宮城、秋田など東北勢を含む15県は、総人口に関する数値目標を具体的に設定して取組を進めていますから、目標を設定すること自体にデメリットがあるというふうには思えませんし、むしろオール北海道で取り組む上でのメリットを感じますけれども、道に総人口に対する数値目標の設定は不要と考えておられるのか、再度、知事の所見を伺います。

次に、合計特殊出生率に関し、創生総合戦略等にある目標値、全国平均まで引き上げるについて、相対的なものから絶対的なものに見直してはいかがかと御提言申し上げましたけれども、あまり前向きな答弁ではありませんでした。

参考までに、先ほど同様、他の都府県の状況を言いますと、47都道府県中22県、これが数値目

標を具体に定めておりまして、そうした事例などを踏まえた検討をお願いしますし、また、その際、本道が参考にしてはいかがかと思うのが山口県であります。ここはちょっと変わっていて、希望出生率といったものを数値目標としています。少子化対策は、言うなれば、人々の結婚、出産、育児の希望の実現を支援する政策でありまして、そのための政策目標は、人々の結婚、出産の希望が仮に100％実現した場合の出生率である、これを希望出生率として、では、実際の出生率、そのギャップ、差を様々な支援策によって縮めていくことだというふうに思います。

具体的に例示しますと、本道の希望出生率が仮に1.6だったとして、実際の出生率が今1.0、こういうことであれば、その時点で、人々の出産の希望が、女性１人当たりの平均でおよそ0.6人分が実現されていないということになります。こうした希望と実際のギャップ、差を縮めることを目標とすることも本道になじむと考えますけれども、いかがでしょうか、知事の所見を伺います。

次に、自転車に関しては、今後のビジョン及びＫＰＩについての検討、道路整備を着実に進展させること、歩道や車道をどう使用することが本当に歩行者、自転車、車のそれぞれにとって最も安全が確保されるのか、これを、原則というものにとらわれ過ぎずに不断に検討することを求めますし、石油依存からの転換、あるいは観光政策については、今後も引き続き議論させていただくということにしておいて、最後に、農政課題、特に食料の輸入に関し、再度伺います。

まず、南米南部共同市場 ―― メルコスールとのＥＰＡ締結による関税率削減・撤廃、牛肉解禁などの影響に対して、道は、現時点で、国に対し、本件に対する懸念や要請は伝えていないと。知事からは、注視しながら対応していく旨の答弁がありましたが、地域から影響を懸念する声が上がっていると、本道農業者に不安があることを認めつつ、具体的な交渉は開始されておらず、影響を見通すことは困難とするのは、そのとおりではありますが、少しのんびり構え過ぎだと苦言を呈させていただきます。

今後、国際交渉の途中経過を、逐一、丁寧に国が情報提供してくれるのならばいざ知らず、我々に知らされたときには合意一歩手前、声を上げても後の祭り、こういったことはよくあるパターンであります。

トランプ関税の際も事なきを得たし、これからも今までどおりだろうと、いわゆる正常性バイアスや、国を過度に信じ過ぎることなく、可能性があることは起こり得るとの危機意識で、今想定される影響を道が主体的、具体的に把握をした上で、その根拠を持って国に懸念解消に資する要請を行うべきだと考えますが、再度、知事の所見を伺います。

最後に、ジャガイモについてです。

先ほどバレイショ生塊茎の輸入解禁に向けた手続が前進するとの報道があったと承知と答弁がありましたが、実際問題、道は手続に向けた国の動きをどこまで把握されているのか、伺います。

また、直接的には本道の生産者を守る観点で、大きな観点で言いますと、国の安全保障の観点も含めて国に丁寧な説明を求めるのは当然として、やはり、メルコスール同様、道独自に、様

々、最悪の状況を想定して対応していく必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事。

○知事鈴木直道君（登壇）中川議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、人口減少への対応についてでありますが、道の人口ビジョンにおいては、本道の厳しい実情を踏まえ、仮定による出生率の回復は見込まず、現状のまま推移した場合の人口見通しを示しております。

北海道創生総合戦略においても、道の人口ビジョンの厳しい見通しに基づき、人口減少への適応を図るとともに、自然減対策と社会減対策を併せて進め、人口減少の緩和を図ることとしており、数値目標とＫＰＩによる適切な推進管理と必要な施策の見直しを行いながら、目指す姿の実現に向けて粘り強く取り組んでまいります。

次に、目標設定についてでありますが、合計特殊出生率については、北海道こども計画に掲げる目標値と同様に設定をしており、こども計画の策定に当たっては、目標の設定を含む計画全般について北海道こども施策審議会において御審議いただき、全国平均との乖離を縮小し、全国水準まで引き上げることを目標として設定いたしました。

道としては、引き続き、審議会や北海道創生協議会の御意見を伺いながら、施策の効果的な推進を図り、安心して子どもを産み育てられる地域づくりに取り組んでまいります。

次に、農業政策に関し、まず、メルコスールとの交渉についてでありますが、現時点では、交渉が開始されておらず、本道農業への影響を見通すことは困難な状況にあるものの、私としては、本道農業を取り巻く国際環境が厳しさを増すとの危機感を持ち、今後の交渉状況を注視するとともに、地域の実情や意向を十分に踏まえながら、関係機関・団体の方々と連携の上、本道の農畜産物に対する必要な国境措置の確保など、万全の対応を適時適切に国に求めてまいります。

最後に、バレイショ生塊茎の輸入についてでありますが、国においてリスク管理措置が必要な病害虫の特定作業を進めていることは承知しておりますが、現時点において作業の進捗状況は公表されておりません。

道としては、国に対して丁寧な説明を求めるとともに、国の動向に応じ、関係機関・団体の方々と連携をしながら、課題の把握や対応の検討に努めてまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　中川浩利君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

６月24日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時50分散会